

令和 7 年 2 月 27 日

長野県議会（定例会）会議録

第 7 号

令和 7 年 2 月
第438回長野県議会(定例会)会議録 (第7号)

令和7年2月27日(木曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番	風 間 辰 一	56 番	萩 原 清
55 番	佐々木 祥 二	57 番	服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	農 政 部 長	小 林 茂 樹
副 知 事	関 昇 一 郎	林 務 部 長	須 藤 俊 一
危機管理監兼危 機管理部長	前 沢 直 隆	建 設 部 長	新 田 恭 士
企画振興部長	中 村 徹	建設部リニア整 備推進局長	室 賀 荘 一 郎
企画振興部交通 政策局長	小 林 真 人	会計管理者兼会 計局長	尾 島 信 久
総 務 部 長	渡 辺 高 秀	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉 沢 正
県民文化部長	直 江 崇	財 政 課 長	新 納 範 久
県民文化部こど も若者局長	高 橋 寿 明	教 育 長	武 田 育 夫
健康福祉部長	笹 渕 美 香	教 育 次 長	米 沢 一 馬
環 境 部 長	諏 訪 孝 治	教 育 次 長	曾根原 好 彦
産業労働部長	田 中 達 也	警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
産業労働部営業 局長	合 津 俊 雄	警 務 部 長	長 瀬 悠
観光スポーツ部長	加 藤 浩	監 査 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉	議事課担当係長	萩 原 晴 香
議 事 課 長	矢 島 武	議 事 課 主 査	山 田 淳 貴
議事課企画幹兼 課長補佐	山 本 千 鶴 子	総 務 課 主 任	東 方 啓 太
		総 務 課 主 事	古 林 祐 輝

令和7年2月27日（木）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。順次発言を許します。

最初に、山田英喜議員。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君）おはようございます。上田市・小県郡区選出の山田英喜です。私からは、長野県における新たな産業の創出に向けた可能性として完全閉鎖型陸上養殖について、上田市の矢出沢川流域において長野県で初めて指定を目指す特定都市河川、そして人権条例の3項目についてそれぞれ質問させていただきます。

最初に、私は今40歳ですけれども、先日、AIに、少子高齢化の中で私たち世代に対する世間の持つイメージはと尋ねたところ、バブル世代が受けた恩恵はなく、今後も高齢者を支える主力世代として負担が急激に増えるといった前向きとは言えない回答が一番に出てきたかと思うと、労働市場においては働き盛りとしての期待をかけられていますが、その一方で、親の介護や子育てといった家庭内での負担も大きく、ダブルケアといった課題も抱えています。さらに、長寿命社会において、老後資金の準備などが重要なテーマとなり、経済的な不安も高まっていますと、あまりいい印象はない世代として捉えられているのかもしれない。

しかし、阿部知事の議案説明でも80年周期の転換期とあったように、大きな変化を伴う世代ではあるかと思いますが、この場にいる誰もが経験したことのない、新たな時代として成長しながら発展していく世代となっていくことを諦めずに実現していきたいと考え、私も、これま

で産業の活性化を様々な場面で訴え続けてきました。

そんな思いを持ちながら、新たな産業として期待を寄せるのが、完全閉鎖型陸上養殖です。近年、日本全体において、漁業・養殖業界は、漁獲量の減少、燃料費の高騰、従事者や後継者の不足、環境問題など、様々な課題に直面しています。特に、漁業や海上養殖においては、気候変動や海水温の変化、赤潮などの環境リスクが増大しており、安定した生産が困難になっていると言われ、陸上養殖が新たな解決策として注目されています。

陸上養殖は、かけ流し養殖が一般的ですが、長野県内では、海に面していないこともあり、水換えの不要な完全閉鎖循環型養殖技術、P O S C - R A Sという技術が期待され、内陸型水産業の新たな可能性が開かれると考えられ、近年では大手企業も参入しているところです。

陸上養殖は設備投資が高額であることや、魚種の選定、流通ルートの確立、ランニングコストの管理など多くの課題があると言われますが、内陸だからこそその新しい養殖ビジネスモデルを模索し、地域の新規事業としての可能性を追求している県内企業があります。私が最初にその企業を視察した際、直径2メートル、深さ1メートルほどの水槽で、約20匹のヒラメが養殖されていました。ここは、水を交換せずに、どのように水が汚れ、魚に影響を与えるかを研究する施設ですが、この技術には病原菌の抑制効果もあり、ワクチンや薬を使わずに養殖が可能とのこと。水槽の水は循環され、1年間水を交換していないにもかかわらず、養殖水は見た目からも清潔で、養殖場特有の生臭さも全くなく、ヒラメが元気に餌を食べる姿に大きな可能性を感じました。

過去には、フグやサバなども研究材料として成功し、2023年度には海水魚、2024年度にはチョウザメ、ウナギなど淡水魚の研究が進められ、各魚種の生態や好む環境を徹底的に研究し、失敗のない養殖事業として広めていくという、これまでになかった新しいアプローチが取られています。この技術により、海水でも淡水でも排水問題がなく、室内での養殖が可能で、設備投資も最小化でき、個別サイズの養殖など付加価値を高める方法が可能とのこと。

このような技術開発に向けて、早い段階で長野県にも注目していただきたいとの思いで、以下、質問させていただきます。

長野県は、人口減少や若者の地方離れが進んでおり、新規産業創出が不可欠だと思われます。その一つとして、閉鎖循環式の陸上養殖に可能性を感じますが、導入していく場合、どのような課題があると考えますでしょうか。また、県ではどのような支援の可能性があるか、伺います。

次に、長和町では、以前にもチョウザメの養殖に挑戦していましたが、購入した稚魚を黒耀の水の水源に依存し、ほったらかしで育てる養殖が主流でした。しかし、水温が低いため、成長が遅く、商業養殖として事業化が難しい状況でありました。現在、新たに閉鎖循環式養殖設

備を導入し、稚魚段階から最適な水温と環境を調整し、幼魚段階で管理養殖を行い、その後、広い環境に移して高速成長を促進していく新たな方法で、塩漬けではなく、生キャビアの量産が目指されています。私も、ふ化した稚魚が短期間で大きく成長している状況を見てきましたが、その際に伺ったのが、キャビアを取るために全数雌化する技術の研究も始まっているとのことです。

長和町のような新たな挑戦や人工海水を使った海水魚の閉鎖循環式養殖にも大きな可能性があります。また、海から遠い地方発信の高品質な魚のブランド化や観光資源としての活用も期待できます。

そこで、陸上養殖の成功には、高付加価値の魚種を育成し、ブランド化を進め、独自流通を確立することが重要と考えます。長野県では、既に陸上養殖魚として信州サーモンがブランド化された実績があります。信州サーモンの品種開発や県内市場への供給支援など、今までの取組を含め、今後の方針を小林農政部長に伺います。

次に、上田市の矢出沢川が、県内で初めて特定都市河川としての指定に向けた手続を開始したとの報告がありました。特定都市河川の指定は、流域治水対策の強化を目的としており、気候変動や都市化に伴う水害リスクを軽減する重要な施策として期待されています。

矢出沢川は、河川の幅が狭く、急なカーブもある地形的な特徴に加え、市街化が進み、保水力が低下している現状があります。その結果、特に台風や記録的な大雨が降った際には短時間で水位が上昇しやすく、危険な状況を私も何度も確認させていただいてきました。

こうした課題に対応するため、特定都市河川の指定により、河川の強化、排水機能の向上などの流域治水対策を進めることが求められており、期待するところであります。また、住宅地の浸水リスクが下がることで、安心して暮らせる環境が整うことにもつながると考えます。こうした具体的なメリットを明確に示していくことで、住民や関係団体の理解を深めることが重要と考えます。

そこで、特定都市河川の指定による災害リスクの低減が、地域の企業活動や観光産業、地域住民にとっても防災や減災の観点から大きなメリットがあると考えられますが、具体的にはどのような効果が期待されますでしょうか。

次に、特定都市河川の指定は、流域治水対策を強化し、気候変動や都市化に伴う水害リスクを軽減する重要な施策である一方で、地域の建設業や宅建業、住民の皆様から、土地利用の制限に伴う地価や地域経済などへの影響を懸念する声も上がっています。特定都市河川の指定による影響について伺います。

そして、今後流域治水対策を具体的に進めていく上で、地域住民や事業者の協力は欠かせません。例えば、遊水地の設置に伴う用地確保、排水路の改良工事の際の交通規制、さらには定

期的なメンテナンスへの住民参加などが考えられますが、特定都市河川の指定に向けて、これまでも住民説明会、宅建協会、商工会などの関係団体にも説明を行っているとのこと。その意見なども受け、特定都市河川の指定後、流域治水対策をどのような体制で進めていくのか。また、地域住民に対してどのようなお願いをしていく可能性があるか。新田建設部長に伺います。

次に、阿部知事の議案説明にもありました、人権がより尊重される社会を実現するための条例制定の検討についてお伺いします。

日本における人権擁護法案は、2002年と2005年に国会に提出されましたが、表現の自由への影響や既存の差別禁止法や名誉毀損法、刑法などを見直していくことで新たな法整備は不要ではないかなど多くの意見や懸念が示され、成立には至りませんでした。2012年には、人権委員会設置法案として再度検討されましたが、国会への提出には至らず、現在においても包括的な人権擁護法案は成立していません。

その後、人権自体を法制化するのではなく、SNS上の誹謗中傷に対する法的対策は、プロバイダ責任制限法や侮辱罪の厳罰化を含む刑法改正が施行されるなど、個別のケースに対して対応が取られているところであります。

人権侵害とは、多くの場合は最高裁までいかないと判断されないもので、行政で判断できるものではないこともあり、人権の定義もかなり難しいものと考えます。そうした中で、今回の条例を検討していくに当たり心配なのが、人権の主張が活発になればなるほど差別が助長されてしまうのではないかとといった点です。

具体的には申し上げませんが、私たちの世代も、学校で差別について学ぶ機会がある中で育ちました。当然、その授業は差別をなくするという趣旨で行っていたものと思いますが、そのときに、差別を受けてきた地域に住む同級生がいて、物すごく嫌な顔で授業を受けていたのが印象的でした。そのときのことを思い返してみると、その授業で差別について学ばなければ、私たち世代はそのような地域があったことも知らずに成長していき、自然と差別がなくなっていくのではないかとということが今でもずっと引っかかっています。

改めて差別解消に向けた教育は逆効果との主張はあるかとインターネットなどで検索をすると、差別解消を目的とするはずの教育が、かえって差別意識を強めたり、存在しない偏見を生み出したりする可能性があるとの指摘が多くありました。特に、都市部を中心に、若い世代で差別意識が薄れている中で、改めて学ぶことがかえって過去の問題を引きずる形になり、必要以上の意識を植えつけられてしまうのではないかと懸念もありますとのことでした。

当然、差別されている方がいれば、一つ一つ改善に向けて尽力することは重要ですが、一方で、教育や条例という形で差別が助長されるようなことがあってはならないと考えます。今回、

方針ではなく、条例制定を目指すということで、県としての位置づけも大きく上がりますが、条例を制定することにより、いじめや差別などが逆に助長される可能性があるという意見があることに對してどのように考えますでしょうか。また、助長されることのないようにどう対応をしていくか。見解を県民文化部長に伺います。

最後に、これから条例制定に向けて検討されていく中で、阿部知事が考える人権についての定義を確認させていただければと思います。

例えば、私たちは、新幹線の指定席の切符を買うことで、指定された席に座る権利を受けます。また、私たち議員も、議員の立場としてこのように一般質問できる権利をいただいております。人権とは、人としての権利と書きますが、私は、その定義となるとかなり難しいのではないかと考えています。

また、人権や差別についての政治的な発言は、私も、これまで、上田市議会のときからを含め、議員を含め多くの先輩方から慎重に扱ったほうがいいというアドバイスをいただき、控えてきた面もありました。ですが、今回の条例の制定に向けて、この言ってみればタブーとなっているようなことこそ、賛成、反対にかかわらず、多くの方に考えていただく必要があると思ひまして、今回の一般質問に取り上げさせていただきました。

人権について考えるものの一つとして、長野県議会からも人権侵害問題の解決に向けた適切な対応を求める意見書を国に出させていただきます。内容は、新疆ウイグル自治区において、中国により、100万人以上のウイグル族等が施設に収容され、拷問や拘束、強制労働などの人権侵害を受けている状況を、アメリカが、集団殺害、ジェノサイドとの認識を示したことを受け、国際機関などと連携しながら調査を実施し、問題が明らかになった場合は適切な対応をするよう強く要請するという内容のものです。

私は、これこそ人としての権利を奪う行為であり、非難、改善、救済されるべき大きな人権問題だと考えますが、多くの日本人が隣国で行われている人権侵害を見て見ぬふりをしてしまう状況に悲しい思いを抱くことがあります。そうした国際的な人権問題もある中で、今後、条例制定の検討に向けて、私も様々に意見していきたいといった中で、人権の定義をある程度明確にする必要があると考えますが、阿部知事の考える人権とはどのようなものか。見解を伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には、新たな産業創出として水産に関する御質問を2点いただきました。

まず、陸上養殖の課題と支援についてのお尋ねです。

閉鎖循環式の陸上養殖は、生産性の向上、養殖期間の短縮、水環境への影響が軽微であるこ

となどのメリットがございます。

一方、施設整備の初期費用や電気料等のランニングコストが高いこと、病気や停電等が発生した場合に魚が全滅するリスクがあることなどが課題であり、施設の規模や魚種の選定、経済性について慎重な検討が必要です。

県による支援といたしましては、導入計画作成の相談・助言、活用可能な制度資金の紹介、導入後の養殖技術指導などを実施するとともに、全国各地の先行事例の情報収集と提供に努めてまいります。

次に、信州サーモンの取組と陸上養殖魚の今後の方針についてのお尋ねです。

水産試験場がバイオテクノロジーを駆使して開発した信州サーモンは、淡水における全国の御当地サーモンでは日本一の生産量となっております。生産は信州サーモン振興協議会の会員に限定し、飼育基準等を定めた養殖管理指針に基づく管理を徹底することで、高品質で安定した生産を進めているところでございます。また、県調理師会と連携し、県内の宿泊業者や飲食業者を中心に普及を図り、今では長野県に欠かせないオリジナル食材の一つとして高い評価をいただいております。

新たな陸上養殖魚の展開につきましては、ニーズを喚起する信州ならではのストーリーとともに、高品質で安定して供給できることが不可欠でございます。生産から消費までを関係機関が連携して取り組むことで成功した信州サーモンを好事例として、陸上養殖魚のさらなる振興を図るとともに、新たなブランド魚の開発にも取り組んでまいります。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君） 私には3点御質問いただきました。

まず、特定都市河川の指定による効果についてのお尋ねでございます。

特定都市河川の指定は、指定した流域において河川整備や雨水流出抑制対策を推進し、流域治水の実効性を高める法的枠組みでございます。

これに伴う具体的な効果としては、河川改修予算が重点措置されるなどのハード対策が加速化されることに加え、土地の改変による雨水の浸透を妨げる行為に対して雨水貯留浸透施設の設置が義務化されることにより、浸水リスクに対する安全性が向上するものと認識しております。

また、流域の関係者で構成される流域水害対策協議会の中で、地域の実情や水害リスクを共有し、流域の住民や事業者の積極的な協力を得ることにより、さらに一層の浸水被害の防止・軽減の効果が発揮できると考えております。

続きまして、特定都市河川の指定による土地利用の制限についてのお尋ねでございます。

土地利用の制限については、田畑を宅地にするような貯留機能を低下させる行為の届出や、一定規模以上の開発に対する許可が必要になるなどがございます。このような利用制限はありますが、既に指定された河川において国土交通省が行った調査によれば、土地の価格は横ばいもしくは上昇傾向であり、水害に対する被害の軽減などの安全性が高まることから、地域経済への影響は限定的であると認識しております。引き続き、流域住民や民間事業者の皆様には、指定による効果について丁寧に説明を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、特定都市河川指定後の流域治水対策の推進体制と地域住民の協力についてのお尋ねでございます。

県としましては、民間事業者や住民等による雨水浸透や貯留に関する取組を一層推進するため、国の補助制度や固定資産税などの減免制度を積極的に活用し、支援してまいりたいと考えております。

特定都市河川における流域治水対策の推進体制については、これが特定都市河川に指定された後に、国、県、市町村、流域住民が参加する流域水害対策協議会を設置し、対策を効果的に進めるため、その役割分担を明確にし、必要な対策を実施してまいります。

なお、本制度は、地域にとってメリットのある制度となっておりますので、まずは地域住民の皆様には本制度の活用に伴う流域治水対策の実施内容やそれぞれの効果を知っていただく機会を設けたいと考えております。これに積極的な参加を呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

特定都市河川の活用により、流域治水の取組を深化、加速化させ、浸水被害の防止、軽減を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には、人権条例を制定することにより、いじめや差別などが逆に助長される可能性があるという意見があるが、これに対してどう考えるか。また、助長されることのないようにどう対応していくかというお尋ねを頂戴しております。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律には、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施することは、国と地方公共団体の責務であると規定されております。また、同法に基づきます人権教育・啓発に関する基本計画には、「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり」と明記されております。

これらを踏まえ、県におきましても、長野県人権政策推進基本方針に基づき、人権教育、人権啓発の取組を進めてまいりました。今後検討を進めてまいります条例は、こうした取組をさ

らに進めるためのものであり、御懸念のような差別を助長するものではないと考えております。これまでの取組を引き継いで、県民の皆様一人一人に人権尊重の精神が根づくことを目指し、制定の趣旨をしっかりと県民の皆様に伝え、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、私が考える人権とはどのようなものかという御質問でございます。

まず、人権は、これは申し上げるまでもないわけですが、日本国憲法にも定められた普遍的な原理だというふうに考えています。憲法13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」といったような表現がなされ、また、ほかの条文でも個別の人権規定が置かれているところであります。

本県におきましては、長野県人権政策推進基本方針において人権政策を進めてきたわけですが、その中では、「人権は、人間として当たり前持っている固有の権利であり、個人が社会において幸福な生活を営むために必要なものです。また、差別、虐待、いじめなどにより、人間の尊厳や個人の尊重を侵されないこと」というふうに明記されているところであります。

人権は、全ての人に平等に保障された権利でありまして、相互の人権がぶつかり合うことも想定されますが、お互いの人権を尊重し合う意識を持つ寛容な社会をつくっていかねばいけないというふうに考えております。昨今の状況を見ますと、インターネットやSNSの普及で匿名性の高い発信が簡単にできるようになっています。情報の共有や伝達が非常に容易になったという反面、他人の人権を意図せず侵害してしまったり、多くの人たちが誤った情報を流布することによって人権を侵害してしまうというような事案もあるわけでありまして、新しいこれからの社会に向けて、改めてこの人権の在り方というものをしっかり考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。

御指摘いただいたように、私もこの人権の問題は非常に難しい問題だと思います。人権条例を制定するに当たっては、私も様々な方から十分御意見やお考えをお伺いしながら検討していかなければいけないというふうに思っております。

長野県は、人権が尊重され、本当にみんなが生き生きとし、一人一人の県民の皆様方が幸福に暮らせる社会が実現できるように取り組んでいきたいというふうに思います。人権の問題については、まさに多くの人たちに考えていただいて議論していくということも大変重要な要素だと思っておりますので、そうした点も十分に念頭に置きながら検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君）それぞれ答弁をいただきました。

完全閉鎖型陸上養殖については、これは小規模でつくっておりますので、初期費用、コストは抑えられるということ、また、電気料や、停電のときのリスクについては、研究している企業では停電したときも対策を取ったりできますけれども、普及していったときに、普及したところ全てでリスクの管理をするのは難しいということを改めて感じました。

また、陸上養殖も、長野県とは遠い存在ではなく、県内で先進的に研究している企業があって、その企業に大手の企業も注目し、協力を呼びかけているといったことで、今後、多くの魚種を研究して、失敗のない養殖として市場へと導入されていくものと思います。

例えば、そのときに伺ったのが、ウニの養殖も可能とのこと、例えば、長野県の野沢菜を飼料としたウニの養殖などを通じて長野県独自のブランドを市場に投入することも可能かもしれません。海なし県だからこそそのインパクトもあるため、地方産業の創出に向けた取組という観点からも、私も引き続き注目して、可能性に期待していきたいと思います。

そして、特定都市河川の指定については、メリットがある制度ということで、経済の低下などの懸念はないと力強く答弁をいただきました。長野県で初の指定に向けた協議ということで、必要以上に不安が広がっているところもあるのかなと思っておりますので、私も、いただいた答弁を基に、この説明に努めていければと思っておりますし、矢出沢川流域の治水対策が加速していくことを期待しています。

最後に、人権の条例について、今回質問に向けていろいろ調整をさせていただく中で、本当に切り込んでいくのが難しいテーマだなということを改めて実感しています。今後、教育の分野などでまた調べながら質問をさせていただくことがあるかと思っておりますけれども、条例の制定に向けて、人権政策審議会で審議しながらということで、県民や議会を含む関係団体からも意見聴取を行っていくということですので、その人選や意見に偏りがいいか私もチェックさせていただきながら、一方的な検討ではなく、賛成も反対も含め、幅広い意見を受けた上で検討に当たっていただくことをお願いさせていただき、私の一般質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、勝山秀夫議員。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。

認知症施策推進基本計画の策定に伴う県の認知症対策の取組について伺います。

今、日本において、急速な高齢化の進展に伴い認知症になる人が増加を続け、2025年には65歳以上の5人に1人、約730万人が認知症になると推計されています。

政府は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2024年12月3日に認知症施策推進基本計画を閣議決定しました。基本計画では、新しい認知症観というものが示され、前文に「[新しい認知症観]とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方である」と記載されています。

また、認知症の人に関する理解を深める教育の推進、認知症の人の社会参加の確保、相談体制の整備、若年性認知症の人の雇用継続など12の基本的施策を掲げています。今後、この計画に沿って、認知症の人や家族の声を聞きながら、地域の実情に即した計画が策定され、認知症になっても本人の意思が尊重され、希望を持って生きられる社会の実現が期待されることとあります。

長野県は、全国に先駆けて認知症基本法に基づく長野県認知症施策推進計画を昨年3月に策定しました。また、昨年12月には、長野市において、厚生労働省、長野県、一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループの共催で認知症に関する普及啓発の一環として、「認知症になってからもだいじょうぶな長野へ 希望大使とともにみんなでアクション!」を開催しました。私もその模様をYouTubeで拝見させていただきました。私も、実は認知症に関しては少々ネガティブなイメージを持っていましたが、上田市在住の認知症希望大使の春原さんや、56歳のときにアルツハイマー病と診断された長野市の坂口さんのお話を伺い、認知症であることを隠すことなく、自分らしく朗らかに日常を過ごされているお二人の姿に感動するとともに、何とも言えない温かな雰囲気希望と勇気が湧きました。私にとって認知症に対するイメージが変わる大変勉強になる意見交換会でした。

そのことも踏まえて何点か質問させていただきます。

今回の基本計画で示された新しい認知症観を普及させるため、幅広い年齢層を対象として認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組を行う必要があります。福祉分野と教育分野等の関係機関が連携して推進すべきと考えますが、健康福祉部長に御所見を伺います。

認知症の人やその家族にとって、安心して企業が提供するサービス・商品を利用できる環境の整備をする認知症バリアフリー社会の実現に向けた機運を醸成することを目的とした認知症バリアフリー宣言という取組があります。長野県内では宣言をしている企業、団体等は少なく、まだまだ認知度が低い状況だと感じます。

社会全体で認知症の人や家族が、移動、消費、金融手続、公共施設の利用など生活のあらゆる面で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、認知症バリアフリー宣言の推進を積極的に行ってみてはいかがでしょうか。健康福祉部長に伺います。

昨年末、長野市で開催された「認知症になってからもだいじょうぶな長野へ 希望大使とともにみんなでアクション！」を拝見させていただいて一番感じたことは、認知症の人の孤立を防ぐため、認知症の人が、診断後、早い段階で認知症の当事者に出会い、その相談に乗るピアサポート活動と認知症の人同士で体験や思いを共有する本人ミーティングや認知症希望大使など、認知症の人の声が発信される機会の創出が大変重要だと感じました。認知症の人自らの経験等の共有の機会の確保と認知症の人の社会参加の機会の確保をどのように推進していくのか。健康福祉部長に御所見を伺います。

次に、若年性認知症への対応について伺います。

認知症は高齢者に多い病気ですが、年齢が若くても発症することがあり、65歳未満で発症した場合は若年性認知症とされます。現役世代ということもあり、相談内容も、医療、福祉だけでなく、就労や子供の教育費などに関する総合的な支援が必要になります。

都道府県、指定都市では、若年性認知症支援コーディネーターを設置して対応していますが、昨年11月時点で全国で170人と、まだまだ少ないとお聞きします。長野県における若年性認知症支援コーディネーターの設置状況と今後の展開を健康福祉部長に伺います。

また、若年性認知症は初期症状が認知症特有のものではないため診断しにくく、異常に気づいても受診が遅れることが多いことや、社会的に理解がまだまだ進んでいないという課題があります。若年性認知症に対する理解の促進と早期発見・早期対応の推進が必要だと考えますが、健康福祉部長に御所見を伺います。

今後、特に重要なのは、認知症の人がどこに住んでいても必要な支援を受けられるということだと思います。認知症になっても自分らしく生きられるよう地域で支え合う社会を構築するため、市町村とどのような連携を図っていく予定か。健康福祉部長に伺います。

次に、若者・単身者政策について伺います。

昨年、公明党長野県青年局は、「若者・単身者が住み続けたい長野県を目指して」をテーマに活動しました。6月、7月の2か月でアンケート調査を実施し、県内1,300名を超える若者の皆さんから回答をいただきました。7月には、公明党の国会議員、県議会議員、市議会議員と県内60名を超える若者とで意見交換を行いました。そして、アンケートと意見交換からいただいた声を取りまとめ、9月2日に県青年局として阿部知事に青年政策要望をさせていただきました。

私のほうでは、それらの活動を踏まえ、9月定例会一般質問で、若者世代の可処分所得が増える取組、若者・単身者向けの居場所の推進など具体的に8項目を要望させていただき、前向きな答弁をいただきました。その進捗について確認をしていきたいと思えます。

まず、若者・単身者向けの居場所の推進であります。こども若者局長より、若者の居場所

については、市町村と連携しながら地域ごとのユースセンターの設置を推進したいとの答弁をいただきました。市町村とユースセンターの設置の推進をどのように行ってきたか。また、今後の予定をこども若者局長に伺います。

今、一人で暮らすお一人様が急速に増加しています。その背景には、若い世代の未婚率や離婚率の増加、パートナーとの死別が挙げられ、国立社会保障・人口問題研究所は、2025年には全体の4割が単身世帯になると推計しています。一人暮らしをすることを否定はしませんが、望まない孤立や孤独を防ぐ必要はあると思います。近年長野県内で発生した殺人事件も、社会的孤立や孤独が原因の一つではないかと言われております。

9月定例会では、若者・単身者の社会的つながりや出会いの場となる居場所づくりや、メタバースを活用したコミュニケーション空間の提供について提案させていただきました。これらの提案を踏まえ、来年度の当初予算へどう反映させ、今後どのように取り組んでいくのか。こども若者局長に伺います。

若者政策を考える上で、若者本人の声を反映させることが重要になりますが、選挙の投票率を見ても分かるように、若者の政治離れという課題があります。公明党が長野県内で行ったアンケートでも、困り事があったときに公共機関に相談する若者の割合は僅か4%でした。そのような状況を改善するため、若者が政治に関心、興味を持ってもらえるような工夫をする必要があると思います。

その先進的な事例の一つとして、愛知県新城市で取り組んでいる若者議会があります。この若者議会は、市長の附属機関と位置づけられ、委員は新城市に住む16歳から29歳までの20人で構成されています。1年間の任期で、市長の諮問に応じ若者政策について話し合い、政策を練り上げ、答申をします。注目すべきは、その政策に年間1,000万円の予算がつき、具体的に翌年度から実行されます。

第1期の提案事業として、図書館の勉強スペース拡充の要望を受け、使われていない郷土資料室をリノベーションした図書館改革、いきいき健康づくりとしてバブルサッカー事業など、若者ならではの斬新なアイデアを形にしています。若者が考え、議論し、政策を提案し、それが形になる。そのようなプロセスを経験することで、若者の主体性を引き出すことができ、積極的な政治参加につながるのではないかと思います。

長野県は、昨年、若者の意見を県の施策に反映させることを目的に、信州みらいフェスや信州若者みらい会議を開催しました。信州若者みらい会議で提案された若者政策の成果について伺います。また、今回のような取組を一過性で終わらせるのではなく、継続していくことが重要と考えますが、こども若者局長に今後の展開を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には認知症に関連して5点お尋ねがございました。

初めに、新しい認知症観の普及のための取組についてでございます。

国が基本計画で掲げた新しい認知症観の理解に向け、県においても、福祉分野だけでなく、多くの関係者が連携し、広く県民の皆様浸透させていくことが重要と認識しております。

県では、今年度、初めて、認知症フォーラムの開催や国宝松本城のオレンジライトアップ、県庁オレンジリングドレスアップなどに取り組み、広く理解促進を図ったところでございます。

また、医療、介護、福祉等の関係者から意見をお聞きする認知症施策推進懇談会を開催しており、今後も、教育委員会等様々な関係機関の参画を得ながら、新しい認知症観の幅広い年齢層への普及に取り組んでまいります。

次に、認知症バリアフリー宣言の推進についてでございます。

認知症の方にとって、生活のあらゆる場面での障壁を減らす認知症バリアフリーは重要な理念であり、議員御指摘の認知症バリアフリー宣言を行った企業は、県内で4法人、7事業所となっております。これは、認知度の低さも一因であると考えられることから、労働局や県内経済団体と連携し、認知症に対する正しい理解促進とともに、宣言の理念の周知に様々な機会を捉えて取り組んでまいります。

三つ目に、認知症の方の社会参加の機会の確保等についてでございます。

認知症の方の発信と社会参加の機会の拡大については、昨年9月に開催した認知症フォーラムや、議員のお話にもありました12月のイベントにおいて、当事者の方に御自身の経験などについて広く発信いただいたところです。

また、県では、平成30年から、当事者同士、家族同士が自らの体験や希望などを話し合う本人ミーティングや、今年度からは、当事者同士が話し合い、不安を一緒に乗り越えるためのピアサポート活動として「おれんじドアながの」などに取り組んでおります。今後、さらに当事者の声を発信できる多様な機会の創出を図り、当事者の方の視点に立った施策を推進してまいります。

四つ目に、若年性認知症への対応についてでございます。

県では、11名の若年性認知症支援コーディネーターを各圏域に配置し、状況に応じて適切な支援が受けられるよう、当事者、家族等からの相談対応や必要な支援制度の紹介、就労に関する事業主への理解促進の働きかけ等を行っているところでございます。今後は、相談事例の蓄積等により、コーディネーターのさらなる支援力の強化を図ってまいります。

また、若年性認知症は、就労継続が困難であることなどが課題と認識しております。引き続き労働局等と連携し、企業などへ理解促進を図るとともに、当事者や家族、企業等に対し若年性認知症コーディネーターや電話相談窓口の周知を図り、早期発見、早期対応につながるよう

取組を推進してまいります。

最後に、認知症施策推進に当たっての市町村との連携についてでございます。

現在、市町村においては、早期診断、早期対応を担う認知症初期集中支援チームや医療・介護等の支援ネットワークを構築する認知症地域支援推進員の設置など、地域の実情に応じて取り組んでいただいているところです。

県では、市町村の認知症施策の好事例の横展開を図るとともに、市町村の地域包括支援センターなどを対象とした研修会の開催や、複数市町村での情報共有と有識者からの助言等を行う認知症グループ支援などを実施しております。今後も、安心して住みやすい共生社会の実現に向け、市町村と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には若者政策の関係で3点御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、ユースセンターの設置に係る市町村との連携や今後の予定についてであります。

9月定例会において、議員からの御質問に対して、私から、市町村と連携し地域ごとのユースセンターの設置を促進したい旨答弁をした後で、まず県内のどこにどのような若者の居場所が設置されているかを調査したところ、高校生等の居場所づくりが各地域で進んでいることが分かりました。そして、昨年11月上旬に、「ユースセンター（高校生の居場所等）について学ぼう！」をテーマに、茅野市のチノチノや須坂市のコトコトなどの居場所を利用する高校生も参加して活動報告や意見交換会を開催し、県内でのユースセンターの設置促進に向けた機運醸成や認知度向上などに取り組みました。参加した高校生からは、地域活性化のために活動するのが楽しい。全国のユースセンターを巡ってみたいなど、ユースセンターでの活動に前向きな意見が多く出され、若者の社会参画を進めるためにも、県内にこうした居場所を増やしていくことは重要なことだと確信しました。

これらを踏まえまして、市町村での設置を促進するために、地域発元気づくり支援金で補助率をかさ上げする重点支援対象事業とすることとし、昨年11月下旬には、子育て支援合同検討チーム会議において、居場所の設置状況、それから、先ほどの意見交換会の様子やユースセンターの先進事例などを市町村と共有し、今後の設置に向けた検討を依頼したほか、様々な機会を捉え、市町村への情報提供などを行ってきました。

今後も、県ホームページでのユースセンターの取組事例の紹介や支援の情報提供を行うとともに、子育て支援合同検討チーム会議をはじめ、市町村に対して呼びかけを行い、さらなる設置促進に取り組んでまいります。

次に、来年度当初予算案への提案の反映状況と今後の取組についてのお尋ねであります。

9月定例会での議員の御質問に対して、私から様々な困難を抱える子供・若者を支援するため、相談機能を充実させることが必要ということや、若者の意見を聞きながら、若い世代の皆さんが自然な形で出会い、交流できる場を提供できるよう取り組むと答弁させていただき、来年度当初予算案への反映について検討を重ねてまいりました。

今年度、様々な形で実施した若者との意見交換や、県議会の少子化・人口減少対策調査特別委員会での議論も踏まえ、社会とつながることに困難を抱える若者への支援を充実したいと考え、様々な不安や悩みに寄り添って個別に対応する子ども・若者総合相談センターを設置することとしました。このセンターにおいては、議員からの御提案も参考に、対面では相談しにくい方とのオンライン相談をメタバースで受け付けるほか、専門人材の増員や開所時間の延長により支援体制を強化し、若者や単身者が相談しやすい環境の整備に今後も取り組んでまいります。

これに加えて、婚活支援センターの運営やメタバース婚活を含めた異業種交流イベントの開催を一体的に委託する取組も来年度当初予算案に盛り込んでおり、企業等との連携を強化しながら、自然な出会いの場の提供、充実も図ってまいります。今後も、若者の出会いや交流の場を増やしていくために、ほかにもこうしたメタバース等の技術を活用できないか、若者の意見を聞きながらさらに検討してまいります。

最後に、信州若者みらい会議での成果と今後の展開についての御質問です。

県では、今年度、若者交流促進事業として、若者が自ら企画・交流しながら信州や自分の未来を考える信州みらいフェスを、東京、松本で開催し、そこに集った皆さんが参画した信州若者みらい会議においてテーマごとに議論を深めました。

11月中旬に行われた知事への政策提案では、若者の交流の場づくりや県の魅力発信、二地域居住などの五つのチームの代表から発表が行われましたが、夢や希望にあふれた内容で、主体的に参加した若い皆さんの熱量や意欲を大いに感じました。提案内容は、来年度当初予算案や信州未来共創戦略に基づく県のアクションの中で、若者の社会参画を促進する施策をはじめ、若手インフルエンサーを活用した広報強化やコーディネーターの配置による関係人口創出の推進など、具体的な事業にも反映させることができました。

今回のみらい会議に参加した若者たちから、長野県のためにやれることはたくさんあると思えたことがうれしかった。提案した政策を実現できるよう今後も活動したいなどの感想が多く聞かれ、今後も若者の社会参画を進めていくために継続して実施してまいります。

来年度は、参加者から要望があった、途中で検討状況を共有し、深める場の設定や、議論をサポートする方の配置などによりまして会議をより充実させることに加えて、県としても、

若者が主体的に取り組む活動を官民連携で支援する仕組みについて検討してまいりたいと考えております。

今後も、若者と一緒に新しく始めたこうした取組をさらに発展させ、その活動を応援していくことで、若者の意見が社会や行政に影響を与えていると実感できるよう、さらに取組を進めてまいります。

以上です。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）認知症対策についてであります。長野県は先進的に取り組んでおり、前向きな答弁をいただきました。

認知症は、誰でもなり得る病気です。長野県は全国一の長寿県であります。長生きできるだけでなく、もし認知症になっても、何かを諦め、失望するのではなく、仲間とつながることができ、希望を持って自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、推進基本計画の着実な実行をしていただきますようお願いいたします。

若者・単身者政策であります。公明党青年局の提案を来年度の予算に反映していただき、感謝を申し上げます。どんな組織でもそうですが、若者を大切に育てることのできる組織は、将来必ず発展すると思います。これは、自治体に関しても同様なことが言えるのではないのでしょうか。今後ますます若者が主体者となって政治に参画し、若者の可能性を存分に発揮できるような長野県、若者に選ばれる長野県になるよう、さらに若者政策を推進していただくことを期待して、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）伊那市区選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。それでは、通告に従い、木曾谷・伊那谷フォレストバレー構想及び花粉症対策について5点、商店街活性化支援について4点、一括にて質問させていただきます。

まずは、木曾谷・伊那谷フォレストバレー構想についてであります。

リニア中央新幹線の開業を控えた長野県において、木曾谷・伊那谷フォレストバレー構想は、特に、伊那谷がリニア時代における新たな地域活性化モデルを築いていく上で重要な役割を果たすと考えております。この構想は、長野県が抱える少子化・人口減少をはじめとする多くの地域課題を解決しつつ、リニア開業後に予想される観光需要の増加や移住・定住促進の流れを活用する戦略的な取組であります。

また、伊那谷と木曾谷は、共に豊かな森林資源を有し、高品質な木材の生産地として知られておりますが、林業従事者の高齢化や担い手不足、森林の荒廃など多くの課題に直面しており

ます。

県は、これに対し、林業大学校や信州大学、林業総合センターなどを活用したリカレント教育や森林ベンチャースクールの事業を進めており、他産業からの転職者や若者層を林業分野に呼び込み、次世代の担い手を育成するための仕組みを構築しております。こうした人材育成の取組は、林業の再生のみならず、雇用の創出にもつながり、リニア開業後の人口流入や地域経済の活性化に向けた準備となるわけでございます。

さらに、木曾谷・伊那谷フォレストバレー構想では、森林資源を活用した新たな産業創出も重要な柱として位置づけられており、木製品やD I Yキットの開発、高付加価値の木材加工品の製造、木質バイオマスの利用など、多様な分野でイノベーションを起こすことで地域産業を強化し、持続可能な経済基盤を築くことを目指しているわけであります。そうした取組が森林資源の適切な管理と利用を促進し、長期的な地球環境の保全にも寄与するわけであります。

また、観光振興の観点からも、この構想は、リニア開業後の伊那谷を訪れる観光客のニーズに応える重要な取組となっております。森林セラピーやアウトドアアクティビティ、歴史的景観を生かした体験型観光プログラムの開発は、自然豊かな伊那谷の魅力を国内外に発信する絶好の機会となります。また、伊那谷や木曾谷を結ぶ広域的な観光ルートの整備や、地域全体をブランド化することで、観光客の滞在を長期化し、地域経済の発展を支える効果が期待されるわけであります。

このように、木曾谷・伊那谷フォレストバレー構想は、林業、観光、産業振興を包括的に捉えた地域再生の戦略であり、リニア時代の伊那谷が長野県における交流拠点として発展するための鍵となり、持続可能かつ魅力的な地域へと導く重要な取組と言えます。

そうした状況の中で、直近の取組として、先月中旬には、伊那市産学官連携拠点施設「i n a d a n i s e e s」を会場に信州・森林サービス産業創業セミナーを開催し、さらに、木曾青峰高校森林環境科の3年生を対象に林業分野で期待されるドローン利活用及び操縦体験などを実施していることは、木曾谷・伊那谷フォレストバレー構想の柱である産業創出と人材育成につながる価値ある取組であります。

特に、信州・森林サービス産業創業セミナーにおいては、限られた時間ではありましたが、自分自身も参加してまいりました。昨年8月に設立された信州森林サービス産業推進ネットワークの取組をはじめ、森林の持続可能な管理を行いながら、観光、健康、教育などの多様な分野での森林利用を促進し、地域の雇用創出、所得向上を図ることなどを方向性として理解することができました。また、県内の取組事例紹介からも、県民の暮らしと森林の豊かさを両立させる可能性を大いに感じる機会となったわけであります。

また、少し違う切り口からの提案になりますけれども、リニア時代を見据えた森林管理や観

光振興の中に花粉症対策を入れることにより、地域住民の健康増進と観光客の満足度向上を同時に実現する可能性を秘めていると考えます。

なお、花粉症の患者数については、正確な総数を示す公式統計があるわけではありませんけれども、環境省や気象情報サイトの調査結果からは、日本全国で杉、ヒノキなどを原因とする花粉症を発症している人の割合が年々増加し、近年では国民の約4割に達するという推計もあります。実際のところ、花粉症は自己申告が中心となるため、数値にばらつきがあるものの、いずれにしても、数千万人規模の方が花粉症に悩まされていると見られています。実は自分自身も毎年春先には花粉症に悩まされている一人でありまして、周りにも大勢の花粉症患者がおります。

そうした状況を踏まえても花粉症対策の必要性は高いと思われることに加えて、花粉の発生源となる樹種の管理や転換、健康的な森林空間の提供は、地域の持続可能性を高めるとともに、林業、観光の新たな価値創出につながると考えます。

以上のように、木曽谷・伊那谷フォレストバレー構想は、リニア時代の到来を見据え、産業創出と人材育成を通じて地域の持続可能な発展を目指す戦略であります。県の取組として、地域資源を活用した産業モデルの構築、地域間連携による人材育成、観光ブランドの確立に加え、花粉症対策も含めた総合的な取組推進を期待するわけでありまして。

そこで、須藤林務部長に5点お伺いいたします。

1点目として、木曽谷・伊那谷フォレストバレー構想の推進に関して、運営協議会設立の背景と初年度の活動内容、その評価、今後の目標設定を含めてどのように進めていくのか。お伺いいたします。

2点目として、人材育成の観点から、地元の高校や専門学校、大学との連携を通じて、若者が地域の森林資源や観光資源を学ぶ機会を広げたり、将来的な起業や就業に向けたキャリア教育の取組状況と今後の方向性等についてお伺いいたします。また、人材を地元の林業や関連分野に定着させるために必要な支援や制度についての御所見もお願いいたします。

3点目として、産業創出の観点から、木曽谷・伊那谷フォレストバレーのポテンシャルを生かして森林資源を利用した新たな起業を考える方々や、スタートアップ企業を誘致、育成するために県や市町村がどのようなインキュベーション施設、補助金、アドバイザー体制を整備しているのか。また、既存の林業、観光業との連携による相乗効果の具体策についてもお伺いいたします。

4点目として、広域連携、産学官連携の観点から、木曽谷・伊那谷フォレストバレーではどのようにプロジェクトを展開していくのか。特に、リニア開業を見据えたプロジェクトの展開について御所見をお伺いいたします。

5点目として、花粉症対策の観点から、県ではスギ花粉の発生源対策にどのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

続いて、商店街活性化支援についてであります。

長野県における商店街や中心市街地は、近年、商業施設の撤退や人口減少、新型コロナウイルス感染症の影響も残り、経済活動が縮小し、地域のにぎわいが低下しております。県産業労働部の調査では、県内の商店街の約60%が衰退していると回答しています。多くの商店街が経営難や来街者数の減少に直面している現状が明らかであります。また、後継者不足も深刻であり、商店街の店舗の約62%が後継者不在という状況であります。これにより、商店街の存続や活性化への取組が喫緊の課題であります。

さらに、空き店舗問題も重要な課題の一つであります。調査結果や商工会議所、不動産関係者からは、空き店舗の多くが店舗としての再利用を想定しておらず、活用の仕組みづくりが十分に進んでいない現状が指摘されております。

一方で、長野県の空き店舗率は、昨日の奥村議員の質問に対する御答弁でもありましたが、全国平均の13.6%を下回る9.9%ということであり、南信地域は16.8%と、令和3年度の調査時点から7.3%も上昇していると驚いたところであります。このような状況を踏まえ、空き店舗を地域の新たな拠点として活用する施策の必要性が高まっているとともに、地元からの要望が強くなってきていることはうなずけるわけであります。

さらに、地域住民のライフスタイルの変化や郊外型店舗の台頭に伴う来街者減少が商店街活性化の阻害要因となっております。特に、最近では、中心市街地における大型商業施設の相次ぐ撤退が周辺の商店街の活気や集客力の低下につながるとの懸念が強まっているわけであります。

一方で、デジタル化も商店街活性化の重要な要素であります。しかし、多くの商店街では、公式ホームページやSNSを活用した情報発信が進んでおらず、オンライン販促が不十分なほか、キャッシュレス決済への対応が遅れ、観光客や若者にとって利便性の低い環境となっております。

こうした状況の中、本年度、県が推進する女性・若者が創る商店街賑わい創出事業や商店街ソーシャル・ビジネス創業支援事業は、商店街のにぎわい創出や後継者不足などの課題解決に向けた有効な取組として注目されているわけであります。若い世代や女性の視点を生かした新しいアイデアが商店街の新陳代謝を促し、地域コミュニティと結びついたソーシャルビジネスが長期的なにぎわい創出につながる可能性を感じます。

例えば、本年度、地元の伊那では、商工会議所が主催し、高校2年生が自ら企画・運営をしたイベントが開催されました。伊那北駅周辺の商店街でステージパフォーマンスやフードコー

ト、体験型ブースなど多彩な催物を展開し、町のにぎわい創出につながる好事例となりました。

さらに付け加えますと、そのイベントに参加したある高校生が、こうしたわくわく感のある町なかであれば、進学で地元を離れたとしても、いずれ戻ってきたくなる一つの要因になるのかもしれないと、こういった感想を口にしていたのが大変印象的でありました。それは、若者から選ばれる県づくりに寄与する可能性を感じるイベントと言えらると思います。

しかし、こうした取組を一層拡大、特に定着させるためには、既存の商店街との連携強化や、デジタル技術を活用した集客戦略の推進、後継者不足の解決に向けた具体的な支援策の強化が必要不可欠であります。

また、商店街活性化は市町村や商工団体が主体となるイメージが強い一方で、長野県が広域的な視点から支援を行う意義も大きいと考えます。広域調整機能の発揮、財源の確保、人材育成支援、市町村単位では対応が難しい施策の補完など、県が果たすべき役割は多岐にわたると考えます。

そこで、田中産業労働部長に4点お伺いいたします。

1点目として、県内の商店街では、中心市街地における商業施設の撤退や来街者の減少、後継者不足、デジタル化の遅れなどが共通の課題として見られます。県として、これらの課題をどう把握し、分析しているのか。また、市町村や商工団体、商店街関係者と課題解決に向けてどのように連携しているのか。御所見をお伺いいたします。

2点目として、県が支援する女性・若者が創る商店街賑わい創出事業や商店街ソーシャル・ビジネス創業支援事業などの取組によって新たに参入した事業者と従来の店舗や商店街組合との間でどのような連携や相乗効果が生まれているのか。また、現状と課題についてもお伺いいたします。

3点目として、女性や若者の起業促進が商店街全体の後継者不足解消につながることを期待されておりますが、実際の成果や地域への定着状況、今後さらに後継者を増やすための具体的な施策についてお考えをお伺いいたします。

4点目として、商店街の活性化には、産業労働部による商店街支援に加え、地域発元気づくり支援金等を所管する企画振興部、各地域振興局、歩道整備や景観形成を行う建設部など、各部局の連携が必要不可欠であります。

商店街が持続的ににぎわいを生み、来街者の回遊性を高める上で、県庁内の部局横断的な取組の現状や課題をどのように認識しているのか。また、今後より効果的な連携を進めるためにどのような方策を講じるのか。御所見をお伺いいたします。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には木曾谷・伊那谷フォレストバレーにつきまして5点お尋ねを

頂戴いたしました。

まず、木曾谷・伊那谷フォレストバレー運営協議会についてでございます。

この運営協議会につきましては、教育・試験研究機関や市町村、民間の専門家の皆様を構成員とし、関係機関が共通意識を持ち、情報の共有や合意形成を図るために設置したものでございます。

初年度の取組状況といたしましては、昨年8月8日に設立総会を開催し、今後の方向性や事業計画の協議を行ったほか、キックオフイベント等の関連行事の開催、情報の発信、森林ベンチャースクールの実施などのプロジェクトに取り組んでまいりました。

これまでの取組を通じて関係者の期待感が高まっている一方で、活動の県内外へのアピールと、関係機関がさらに連帯感を持って取り組んでいくことが必要と認識しております。

こうしたことから、関係機関が連携したプロジェクトの展開、イベントの開催などを通じた全国への情報発信などを進めるとともに、長期的な目標等については、現在、関係者の皆様と検討を進めているところであり、運営協議会において決定してまいりたいと考えております。

2点目でございます。若者のキャリア教育等の取組や地元への人材の定着支援についてでございます。

若者が地域の森林等を学ぶ機会としては、本年度は信州大学の学生と地域の人材との交流を目的とした講座を開催したほか、林業大学校や木曾青峰高校の学生の皆さんが参加した里山の利活用のワークショップを行っているところでございます。

また、キャリア教育に関しては、林業大学校のカリキュラムを見直し、令和8年度から森林サービス産業等の森林の新たな利活用や企業経営を学ぶ講座を新設することとしており、こうした関係機関の連携により、将来の起業や関連産業への就業につながる学びの機会を提供してまいります。

地元への林業人材の定着支援につきましては、インターンシップや就業前の体験、就業時の給付金制度等を講じるとともに、事業者向けの新規雇用の奨励制度や資格取得等の助成制度などによりまして県内への就業を後押ししているところでございます。

さらに、フォレストバレーの取組を推進する中で、学生や若い世代が幅広い分野の人材と交流する機会を積極的に設けることで、地域の魅力を感じていただき、地元への定着促進にもつなげてまいります。

3点目でございます。スタートアップ企業の育成や観光業との連携についてでございます。

フォレストバレーにおきましては、創業や起業をサポートする機関として、信州大学農学部や県林業総合センター、伊那市産学官連携拠点施設「inadani sees」等が連携し、森林空間を観光等の多様な分野で活用する森林サービス産業を誘致、育成するための森林ベン

チャースクールを実施しております。

また、創業に要する経費の助成や県内で先駆的に事業展開を行う事業者をアドバイザーとして派遣するなど、主に創業前や創業初期段階での取組を重点的に支援しておるところでございます。

林業と観光業との連携については、地域経済への貢献と雇用の創出が図られ、持続的な森林の経営に寄与することが期待できることから、森林空間を観光などの分野で活用する事業者への創業支援や人材の育成等に取り組んでまいります。

4点目でございます。プロジェクトの展開についてのお尋ねです。

フォレストバレーの構想実現に向けましては、関係機関が主体的に展開するメインプロジェクトと市町村や民間事業者等からの提案型の関連プロジェクトによって、具体的な取組を展開してまいります。

令和7年度に予定しております主なプロジェクトといたしましては、林業・木材産業の専門人材を育成する高度専門人材育成プロジェクト、先ほど申し上げました観光等の多様な分野での森林の利用促進を目指す森林ベンチャースクール、信州大学が中心となり学生と地域の人材が共同で課題解決を目指す課題発見サマースクールなど、関係機関の相互連携、地域、企業との共創により関連分野の課題解決につながる効果的なプロジェクトを展開したいと考えております。

また、リニアの開業に伴い、関係人口の増加も見込まれることから、観光、健康、教育等の多様な分野での森林の利活用の推進につながるプロジェクトについて、関係機関と連携しながら検討を進めてまいります。

5点目でございます。花粉症発生源対策の取組の方向性ということでございます。

現在県が取り組んでいる花粉発生源対策といたしましては、県内の杉林のうち、伐採による災害発生リスクが低いまとまった森林7,581ヘクタールをスギ人工林伐採重点区域として設定し、林業事業体が行う伐採、植え替えに対して支援しているところでございます。

また、植え替え用の花粉の少ない杉の苗木は、現在は県外からの移入により対応しておりますが、須坂市の採種園で育成している品種について、県内産の少花粉苗木として令和8年度以降の供給を見込んでいるほか、県北部に生育する花粉の少ない品種であるクマスギについて、今後、育苗技術を確立した上で苗木としての供給を目指してまいります。

これらの取組に加え、伐採により増加が見込まれる杉材の活用に向けて、製材工場への設備導入等の支援や公共施設等での県産杉材の活用促進を図るなど、杉の伐採、植え替えが着実に進められ、花粉症発生源対策が効果的に進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には商店街の活性化支援について4点御質問をいただきました。

初めに、商店街の課題把握と市町村、関係団体との連携についてでございます。

県では、3年に一度、県内全ての商店街に対しまして商店街実態調査を実施し、商店街が抱える課題や後継者不在店舗の割合などを把握しております。

令和6年度は調査の実施年度であったことから、商店街のデジタル化が遅れている状況に鑑み、新たにデジタル通貨の導入状況など、デジタル化の対応状況についても調査を行ったところでございます。その結果によりますと、県内の商店街数は167か所、前回の令和3年度から22か所の減となっており、後継者不在店舗率は61.3%、前回令和3年度は61.9%でございます。また、デジタル化につきましては、デジタル化を実施済みまたは実施予定の商店街は19.8%、また、デジタル通貨を導入済みまたは導入予定の商店街は40.7%となっております。

また、市町村に対しましても同様の調査を行ったほか、県内の商店街団体に対しましては、講演会や研修会への参加費など、商店街関係者の資質向上に要する費用等を補助しております。

これらを通じ、定期的な意見交換を行う中で、活動状況や課題を共有し、施策につなげるよう取り組んでいるところでございます。

次に、県の商店街支援事業の現状、課題についてでございます。

県では、本年度から、女性・若者を主体とした取組により、商店街の活性化を図るため女性・若者が創る商店街賑わい創出事業を実施し、また、社会課題の解決を目指す創業活動により、商店街の魅力向上、活性化を図るため、商店街ソーシャル・ビジネス創業支援事業を実施しております。

この採択事業では、移住体験宿泊施設とシェアキッチン事業の創業により商店街と移住者をつなぐ拠点としての役割を発揮している事業や、商店街と女性・若者グループの連携によりミュージックフェスを開催して商店街の認知度向上と来街者数の増加につなげている事業など、新しい発想で商店街の魅力向上につながる相乗効果が生まれている事例がございます。

一方で、支援事業の周知や申請者の掘り起こしに課題があると認識しておりまして、今後、採択事業の好事例を積極的に発信するなど、関係団体や市町村との一層の連携を図り、取組を進めてまいります。

次に、商店街における後継者不足解消の取組状況と今後の支援策についてでございます。

県では、商店街ソーシャル・ビジネス創業支援事業に先んじて、令和元年度から地域活性化や子育て支援など地域課題解決型の創業への支援金の支給を実施しており、これまで132者を採択し、このうち81.8%が40代以下であり、また、39.4%が女性の方でございます。この中に

は、商店街振興に関連する事業も含まれ、例えば、女性起業家によるシェア型の書店事業で、同一店舗にカフェを併設し、地域の高校生や社会人が利用し、コミュニティの創出につなげた事例もあるところでございます。

こうした起業支援に加え、事業承継支援として、令和5年度から市町村及び商工会と合同で承継状況調査を実施しておりまして、これまで、商店街の事業者を含む2,357者から回答があり、そのうち524者について個別支援につなげております。この取組では、市町村が参加していることで、事業承継支援にとどまらず、地域づくりの視点からも支援を考えるきっかけとなっております。

今後は、これらの支援から、起業を希望する女性や若者と後継者不在の事業者をつなぐオープンネームによるマッチングイベントを実施するなど取組を強化するとともに、来年度から、新たに、女性が始めやすい起業について学んでいただく連続講座や、事業承継に関する手法や留意点等に関するセミナーを開催するなど、起業と事業承継の両面から後継者の増加等に取り組んでまいります。

最後に、商店街活性化に向けた県庁内での連携についてでございます。

議員御指摘のとおり、商店街の活性化には、市町村や関係団体との連携や、県組織内での連携は不可欠でございます。

地域発元気づくり支援金事業などの地域振興施策との組合せにより、商店街活性化の施策の一層の事業効果が期待できるところであります。また、地域交通や環境保全、観光振興などの各分野における施策と相互の事業効果を高める観点や、中心市街地活性化法や都市計画法など関係法令適用の観点から、関係部局間でしっかりと協議しながら進めることが重要でございます。加えて、これら各分野の施策と商店街の活性化施策を効果的に進める上では、市町村や関係団体と連携し、地域における関係者間の理解と調整を支援することも重要な要素であると認識しております。

このため、商店街を取り巻く地域ごとの状況に応じて、部局間連携による意思疎通を十分に図りながら、持続的な商店街のにぎわいを生み出していく取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）ただいまそれぞれ御答弁をいただきました。

木曾谷・伊那谷フォレストバレーについては、林務部としての具体的な取組の進捗、また、課題等々について、さらに、今後の見通しについてもお聞きすることができました。引き続き、リニア時代を見据え、産業創出、人材育成を通じた伊那谷、木曾谷の持続可能な発展を目指す取組に期待しております。

また、商店街活性化支援についても、産業労働部としての支援事業、方向性についてお聞きすることができました。

今後については、産業労働部が行った調査結果や、また、実際、商店街の皆さん、来街者の皆さん、そして高校生からもわくわくするにぎわいを創出してほしいと、また、身近な買物などの利便性を図りたいと、こういったことを求める声が大きいわけでありますので、先ほど申し上げましたが、商店街活性化は市町村や商工団体が主体となるイメージが強い一方、広域的な視点に加えて女性・若者から選ばれる県づくりの観点からも県の積極的な支援に期待しております。

そして、最後に、花粉症対策になりますが、木曾谷・伊那谷フォレストバレー構想においても、全県における発生源対策に加えて、花粉症対策が健康的な生活環境の提供や観光、移住促進に与えるインパクトを考えると、価値ある取組となると考えられます。

さらに、県内経済に与える影響についても、例えば、大手電機メーカーが公表している推計になりますが、花粉症が原因となる労働力低下により日本全体で一日当たり約2,320億円の経済損失が生じるという推計がございます。さらに、その推計を基に、長野県に当てはめてみますと、一日当たり約2億円超、年間で約760億円もの経済損失が生じる計算となります。もちろん、治療薬や花粉症対策商品の開発、販売など、関連ビジネスの成長や企業の健康意識向上など花粉症がプラスの効果を生み出している部分もありますので、今後、県内経済に与える影響について、可能な限り把握、分析する必要性を感じるところであります。

いずれにしましても、これから本格的な花粉症シーズンが始まります。まずは自分自身が花粉症を理由に労働力低下にならないよう心がけたいと思います。

以上で今回の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時27分休憩

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

早川大地議員。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）飯田市・下伊那郡区選出の自由民主党県議団の早川大地でございます。通告に従い順次質問いたします。

1月6日、石破総理大臣は、年頭記者会見で、令和の日本列島改造構想を表明し、2026年度

中の創設を目指す防災庁を含め、政府機関の地方移転を強力に推進することとしております。

世界に目を向けますと、小規模都市を開発して首都化し、商業都市より首都が小規模のケースとして、アメリカのワシントンDC、オーストラリアのキャンベラ、トルコのアンカラ、ブラジルのブラジリアがあります。また、南アフリカは、立法、行政府、司法の三権が首都と別の都市にあり、チリは立法の都市、マレーシアは行政府の都市、スイスは司法の都市が首都と別の都市となります。

具体的な施策として、イギリスは、2004年3月、約2万人規模の政府機関6省庁を14都市に移転しております。韓国は、1979年から94年頃に果川市へ、1998年頃に大田市へ政府機能移転の政策を試み、2007年以降、行政中心複合都市を世宗市の開発で分散化を進め、現在、果川市、大田市、世宗市に31省庁が移転しております。

我が国では、2016年、省庁移転の機運が高まった際、長野県も10機関を移転候補として提案しましたが、自衛隊体育学校の合宿のみの実現にとどまり、非常に悔しい思いをしました。また、全国への省庁移転も、京都、文化庁、和歌山、総務省統計局、徳島、消費者庁と、ごく一部にとどまっております。残念ながら、世界と大きな差を感じます。

最近の他県の動きとして、隣県の富山県の新田知事は、石破首相と昨年12月に面会し、防災庁、北陸復興局、エネルギー・金属鉱物資源機構、水産資源研究所を提案。宮城県村井知事も、1月8日に防災庁等の誘致に名のりを上げております。

阿部知事におかれましては、昨年11月定例会一般質問の答弁において、東京一極集中から地方への多極分散型のモデルとなる圏域を実現すべく、庁内にプロジェクトチームを立ち上げることを表明しております。グローバルの動きなども参考に、2016年のような苦い思いを日本中がすることなきよう国に訴えていただきたいと思いますと思いますが、省庁移転について全国知事会を通じてどのように国に働きかけるのでしょうか。また、庁内プロジェクトチームとも連動し、移転省庁の候補を検討していただきたいと思いますと思いますが、どのようなスケジュールで行うのでしょうか。省庁移転の実現に向けた意気込みと併せて阿部知事に伺います。

次に、南海トラフ巨大地震について質問いたします。

昨年8月8日、宮崎県での震度6弱の地震を受け、8月15日まで初めて南海トラフ地震臨時情報が発表され、国は、南海トラフ巨大地震の確率を、30年以内に80%程度まで上げました。

南海トラフによる被害予想は、都道府県別の死者数は隣県の静岡県が最も多い10万9,000人で、全国の32万3,000人の3分の1以上を占めます。隣県の愛知県は、全壊建物の数が最も多く38万8,000棟、被害額も最も大きく30兆円です。つまり、南海トラフは、九州から東海まで広範囲の被害ですが、静岡県、愛知県への支援が最も必要になると想定されます。

なお、長野県の被害予想は、下伊那、上伊那、諏訪を中心に、死者130から180人、全壊建物

は2,200から2,300棟と予想されています。

1月27日、第32回三遠南信サミットが豊橋市で開催され、「地域の強靱化を考える 連携の再確認」をテーマに、南海トラフを想定した地域連携について協議されました。最大の被害が想定される静岡県、愛知県より応援要請があった場合、我が長野県は、南信を中心に被害がある中、現在建設中の三遠南信自動車道、中部横断自動車道を最大限活用した支援と同時に、避難される方が長野県に大勢来ることも想定されます。そこで、南海トラフを想定し、市町村レベルだけではなく、物資供給、救助や応急復旧の人員派遣など都道府県が連携した応援体制や、県境を越えた避難者の受入れの検討状況について前沢危機管理部長にお伺いします。

また、自衛隊、警察、消防等様々な業態において国の全面的な支援が必要であり、長野県こそが国の支援拠点になるべきであり、防災庁を長野県に誘致すべきと考えますが、阿部知事の所見を伺います。

なお、防災庁に関しては、防災庁設置準備アドバイザー会議が本年1月と2月に既に2度開催されております。風間議員をはじめ、ほかの議員からも、諏訪湖や信州大学を含めた水素事業を念頭に環境省、木曾谷・伊那谷フォレストバレーを基に林野庁の提案に大いに賛同しますが、防災庁の選択肢も十分検討の余地があります。

次に、均衡ある県土づくりについて質問いたします。

12月23日から12月27日まで、知事の執務拠点を飯田・下伊那に移し、南信州執務週間が行われました。阿部知事は、リニア関連道路や三遠南信自動車道の整備状況等を視察され、また、伝統的工芸品の阿島傘の制作体験や保育士体験をされました。

そして、最終日の知事会見は県内外のメディアで報道され、それぞれの地域のことを常に考えながら仕事をしているが、知らず知らず長野市目線で物事を考えるようになっていたのではないかと気づかされる部分もあったと、自戒を込めた感想を述べられました。

これは、本当に本当に大きな一歩だと思います。県庁から遠い県民の皆さんが、物理的距離以上に、どれほど精神的に県庁を遠く感じているか。知事に多くの県民の思いが届いたと心からうれしく思います。

今後、阿部知事は、南信州執務週間を定期的に継続されるのか。また、南信州同様、県庁から距離がある上伊那、諏訪、木曾等ほかの地域でも執務週間をされるのか。阿部知事の所見を伺います。

今回、知事は、ウサギのキャラクターであるミッフィーのピンクのエプロンを着て、飯田中央保育園で初めて「あべせんせい」として保育士体験をされました。お約束どおり、ゼロ・1歳児にしっかり泣かれた後、園児と粘土遊びを体験し、3歳以上児とは餅つきを行いました。そして、保育士から苦労話ややりがいを聞き、私立保育園関係者と保育人材不足等について懇

談されました。

知事の保育士体験は、地元以外の県内多数の保育園からも喜びの声が私のところに届きました。小中学校同様、幼保の現場は市町村が管轄しており、本当に現場の声が長野県に届いているのか、不安に思うことも多々ありました。県内の私立保育士養成校の定員充足率は約50%で、多数の保育園では新卒の応募が数年ありませんし、中途採用も限界があります。

そこで、高橋こども若者局長に伺います。

9月定例議会においても保育人材の確保について質問いたしましたが、安定的に人材確保すべく、多くの高校生が保育に興味や関心を持ち、県内の養成校を目指すことが重要と考えますが、県の今後の取組を伺います。また、保育所を若者に魅力的な職場にするため、保育補助者の活用で保育士の業務負担を軽減し、離職防止につなげる必要があり、保育補助者の活用を支援する方策について伺います。

今回、知事の滞在期間は限られており、園長たちから言及はありませんでしたが、阿部知事、園として最もつらい業務は何だと思えますか。価値観の違いはありますが、保護者にお子様の特性、発達障がいの説明することだと思えます。私自身、同じ子を持つ親として本当に心が痛みます。

発達障がいに対し、一日も早く家族みんなで向き合い、専門機関と連携して取り組むことは非常に大切で、園児の成長に大きく影響します。当然ながら、我が子の発達障がいを認めたくないという思いから、保育園が説明する機会を得ることができないこともあります。しかしながら、焦らず、粘り強く、親の理解を待ち、いざ保育園から説明する際も、我が子を思うあまり涙が止まらなかったり、厳しい言葉をいただくこともあります。担任や主任も、園児と保護者を思い、涙を流しながら同席しております。その厳しい中で、園長も心の中では号泣しておりますが、何とか一人だけ冷静を装い、発達障がいについて説明します。この時間が園長にとって最もつらい時間です。私も何度も経験がありますが、保護者に説明した後は、いつも、あのときもっとこうやって寄り添い、説明すればよかったと後悔します。

年々発達支援が必要な子供は増加しており、特別支援学校は、各校とも土地が限られている中、増築が進み、何とか受入れを継続しております。一方、発達支援が必要な園児の受入先である児童発達支援センターは、保育士や看護師が限られており、定員に達し、1年待ちという状況も珍しくありません。義務教育という違いはあるにせよ、同じ特性にもかかわらず、特別支援学校と異なり、児童発達支援センターに断られる状況に私は大きな疑問を感じます。

そこで、笹渕健康福祉部長に伺います。

障がい児の療育を担う児童発達支援センター等の定員不足で適切な療育を受けられない状況を丁寧に把握する必要があると考えますが、所見を伺います。また、各施設が定員を拡充でき

ない背景には、報酬単価が低く、人材確保が困難ゆえ、国に改善を求めていただきたく所見を伺います。

次に、信州やまほいくについて質問いたします。

豊かな地域資源を生かし、子育て先進県を実現するため、県は2015年に信州やまほいくを創設し、本年1月現在で313の幼保が認定を受けています。認定を受けた園は、自然と触れ合うフィールドを持ち、ふだんと一味違った多くの発見と驚きで、子供の好奇心が自然の中で無限に花開きます。自然豊かな環境で子供を育てたいと考える世帯を長野県に呼び込むためにも、認定を受けた園が県内に満遍なく存在することは大切です。

おととしの県民文化委員会でも取り上げましたが、年々認定園の数は増加しておりますけれども、地域別でばらつきがあります。公立園は市町村役場で申請や更新手続きのサポートがありますが、多くの私立園では、認定の要件を満たしても、事務作業の負担から申請を渋る園が相当数あり、私自身も同じ思いを抱いております。

全県に満遍なく信州やまほいく認定園を増やすために、人材不足の中、事務作業の負担から、申請をためらう保育園が多数ある状況を改善し、全県に広げていくため、どのように支援していくのか。高橋こども若者局長に伺います。

次に、2人目の副知事について質問いたします。

2021年以來の副知事2人体制になりますが、新田恭士氏には、人口減少対策である持続可能な生活圏の形成に向けた県土のグランドデザインの策定が期待されており、災害対応、DX、国との調整等を進めると理解しております。

昨年9月定例会で、中南信所管の2人目の副知事配置について質問させていただきましたが、人口減少対策としての県土のグランドデザイン策定は、広い長野県においてとても大切な取組で、さらには、均衡ある県土づくりという視点において大きなチャンスだと思います。

政策に魂を込めるには、当たり前ですが、県庁と市町村役場だけが連携してつくり上げられるものではありません。県土のグランドデザインの策定という壮大な取組をする際、ぜひとも血の通った内容になるよう、県民の心の声を吸い上げるべく、新田氏には、県庁にとどまることなく、77市町村に足しげく通い、生の声を聞いていただきたいと思います。特に、物理的に遠い地域であればあるほど、その地域に長く滞在し、時には同じ釜の飯を食い、寝食を共にし、県民に寄り添っていただきたいと思いますが、阿部知事の所見を伺います。

次に、農福連携について質問いたします。

2010年、鳥取県庁の取組をきっかけに、国でも農福連携チームが立ち上がり、2019年には、障がい者が携わった農産物や加工品にノウフクJASの表示が可能となりました。農福連携における障がい者側のメリットは、生産過程の仕事や意味を理解しやすく、汗をかく喜び、体力

がつく、自然と触れ合いストレスが発散される、細かい分業により特性に合う作業を見つけやすいことなどが挙げられます。

愛媛県立伊予農業高校では、団体・企業と連携し、障がい者と農作業を行い、また、カフェを運営し、ノウフクJASキクラゲを使ったメニューを提供しております。県内には農福連携に取り組んでいる農業高校はないと聞いておりますが、農業高校の生徒たちが農福連携を学ぶことは、未来を担う若者にとって大変意義深いことだと考えますが、小林農政部長の所見を伺います。

我が長野県には、全国第1号でノウフクJASを取得した株式会社ウィズファームがあり、昨年、先進的な取組として、松川町は、ウィズファームが生産したノウフクJASの小麦を使用し、小中学校の給食でソフトフランスを提供しました。さらに、ノウフク米を10%使用したノウフクJASの非常食「緊急救命72hおかゆ」を防災備蓄品として受け入れ、全国初の取組となりました。ほかにも、ノウフクJASを取得した株式会社ミールケアの信濃町みーる農園では、約10種類の野菜と花を栽培し、ポット苗として出荷しております。

昨年、ノウフク・マルシェin軽井沢が開催され、県内外のノウフク産品が集まり大盛況でした。消費者も農福の価値観を理解して購入する時代となり、本当に喜ばしいことです。既存の銀座NAGANOの取組同様、名古屋・大阪事務所と連携して、ノウフク商品を県外へ販売促進することは可能でしょうか。小林農政部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には4点御質問をいただきました。早川議員には、保育士体験のきっかけをつくっていただきましたこと、まずは感謝申し上げたいと思います。

1番目の質問であります。省庁移転についてという御質問でございます。

これまでも、全国知事会においては、大規模災害等の際の持続可能性、あるいは首都機能のバックアップ体制の強化といった観点から、政府関係機関等の分散の推進について国に対して要望を行ってきているところでございます。

現在、リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議に対して、私も、長野県としては、この伊那谷地域の特性、強みを生かした実証都市圏域の形成ということを提案させていただいているところでありまして、その中には、リニアを活用した国家機能の多極分散の実現という観点から、中央省庁、そして国の研究機関の一部機能移転も位置づけさせていただいているところでございます。これを実現するため、庁内のプロジェクトチームで検討を進めることとしてありまして、この国の動きに後れを取ることがないように、政府関係機関の移転について情報を積極的に把握しながら対応していきたいと考えております。

防災庁の誘致という御質問でございます。

日本国全体の喫緊の課題としては、やはり首都直下型地震や南海トラフ地震など、いつ起こるか分からないけれどもいつか必ず来ると言われている巨大地震があるわけでありますので、あまりにも東京に機能が集中し過ぎているということ自体が非常なリスクだというふうに考えております。

そうしたことを考えれば、やはり、政府関係機関は、東京だけではなく、ほかの地域に移転する。あるいは、もっとしっかりとしたバックアップ機能を他の地域に設置する。そうしたことがなければ、日本の国自体が危ういことになりかねないというふうに思っております。

そういう観点で、防災庁という御提案であります。防災庁も、もちろん我々も検討していかなければいけないというふうに思いますが、市町村の意向、本県の地理的な特性、そしてこれから長野県として取り組んでいこうとしている政策との親和性、こうしたことをしっかり吟味しながら、どういった機関を誘致するのが望ましいかということについて検討していきたいというふうに思っております。

続いて、南信州執務週間は定期的開催するのか。また、ほかの地域でも行うのかという御質問でございます。

その地域で、その空気感をしっかり全身で感じながら、地域の皆様方と、思いや考え方、課題や悩みを共有することは、県政を進めていく上でやはり大変重要だというふうに思います。特に、長野県は面積がとにかく広い県であります。それぞれの地域が様々な特色を持っているということが長野県の強みでもありますので、私をはじめとする県職員がいつも長野市だけにおいて仕事をするということは望ましくないものというふうに考えております。

特に、今、オンラインを活用していろいろなことができるようになりましたので、先般南信州にお伺いをさせていただいた際も、予算の知事査定を南信州で行いました。また、御紹介いただいたように、知事会見も、しかも通常の知事会見ではなく、1年間の締めくくりの知事会見も南信州で行わせていただきましたが、特段の支障なく行うことができたと思っております。そうしたことを考えれば、もっともっと県庁から飛び出て、県民の皆様方とまさに対話と共創をしっかりと進めていくということが必要だというふうに思っております。

お尋ねの南信州執務週間については、来年度の具体的な開催はこれから検討いたしますが、私としては、まずは南信州は継続して実施したいというふうに思っております。加えまして、南信州地域と同様に、県境に位置して、かつ県庁から遠い木曾地域においても実施したいというふうに考えております。

続いて、新たな副知事には市町村に足しげく通って県民の生の声を聞いてもらいたい。特に、遠い地域には長く滞在するなど、県民に寄り添った対応、仕事をしてもらいたいという御質問でございます。

今回、人事案に御同意いただければ副知事2人制になるわけでありますので、人事案を提案させていただいております新田氏には、関副知事と地域を分担して、木曾・南信地域担当ということで、県庁から遠い地域を積極的に対応していただくというふうに思っています。

先ほど申し上げたように、長野県は非常に広いわけでありますので、副知事を2人にしていただくことができれば、これまで以上に私と副知事が分担していろいろなところに出かけることも可能になると思っております。

早川議員にずっと御指摘いただいているように、地域の声、地域の思いというものを我々ももっとしっかり把握していくことが重要だというふうに思っております。ぜひ人事案には御同意いただくようお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には南海トラフ地震を想定した都道府県間の応援体制について御質問をいただきました。

都道府県同士の応援は、知事会の災害時の応援協定に基づきまして、それぞれの圏域内でお互いにどの県が主となって応援を行うかということが決められておりまして、中部圏知事会の例で言いますと、本県は富山県や静岡県の主たる応援県の一つとされております。

さらに、南海トラフ地震では、全国からの支援が必要となるため、消防による救出活動においては、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランというものがあります。また、人的応援につきましては、先頃総務省が取りまとめました南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランというものがございまして、それぞれで47都道府県を三つのグループに分けております。

一つ目が、主として応援を受ける県ということで、これが10県。そして、すぐに重点受援県に先遣隊を派遣するのが18道県でございます。それ以外に、自分のところの被害を確認した後に応援に行くのが19都府県ということになっているところでございまして、本県は、南海トラフの場合には、最後の被害確認後応援都府県の中に位置づけられておりますので、県内の被害状況を確認の上、応援に行くことと定められております。今後、このアクションプランに沿いまして、まずは近隣地域と県との意見交換や訓練を通じまして応援体制の実効性の確保を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、広域的な避難、二次避難でございますけれども、国、県、市町村が連携協力して取り組むことが極めて重要だと考えております。また、国は、令和6年能登半島地震を踏まえまして、今後、二次避難所運営マニュアルを策定するというふうに聞いております。このマニュアルの中では、例えば、二次避難を行うべき対象の方や被災者の意向の把握をどうするか、

受入れ可能なホテル、旅館や移送手段の確保といった具体的な手順をその中で定めていくというふう聞いておりますので、本県としましても、そうした国の動きや考え方を十分に把握しながら、二次避難のマニュアル整備など広域避難の受入れ態勢づくりをきちんと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には保育士支援とやまほいくについて3点御質問をいただきました。順次お答えします。

まず、高校生が保育士養成校を目指すための取組についてのお尋ねです。

保育士という職業は、子供の成長や発達を身近で感じることができ、未来を担う子供たちを育てる大変やりがいのある職業です。しかしながら、幼い頃に保育士になりたいと思っていた高校生も、実際にそうした魅力などを実感する機会がほとんどないのが現状であります。

9月定例会で、保育士等の人材確保に関する議員からの御質問に、養成校を含む合同ミーティングで関係者が一体となって取り組むと知事からお答えし、その後に開催された合同ミーティングで高校生等が保育に触れる機会が重要であるという御意見を伺ったことから、来年度、生徒が保育所等で直接子供と触れ合い、保育の魅力を感じ、体験交流会を新たに開催してまいりたいと考えております。

さらに、保育士を目指す学生の資格取得と県内保育所等への就職を支援するため、県内保育所等に5年間従事することで返済免除となる保育士修学資金の貸付けについて、来年度当初予算案で貸付上限額を大幅に引き上げるなどの拡充をしたいと考えております。具体的には、学費の貸付月額を、自宅生2万円、自宅外生3万円から一律5万円に引き上げるとともに、入学準備金及び卒業準備金を10万円から20万円に引き上げ、さらに学費を借りていない方でも就職活動準備金20万円が借りられる資金を新たに設けてまいります。

今後、保育士養成校との連携もさらに強化し、これらの取組を推進していくことで、保育の仕事に興味を持つ若者が保育士を目指し、そして、信州の豊かな自然の中で子供の育ちを支える保育士として活躍できるよう取り組んでまいります。

次に、保育補助者を活用するための方策についての御質問です。

保育補助者が子供の着替えや食事の手伝いなど保育士の多忙な業務を補助することが、保育士の業務負担の軽減や職場の環境改善など魅力の向上にも寄与し、離職防止につながることから、県としても、保育所等での活用を積極的に推進しているところであります。しかしながら、昨年度実施した保育士・保育所等実態調査によると、保育補助者を活用している保育所等は約3割と、活用が進んでいない状況であります。

支援策としては、民間保育所等が保育補助者を雇い上げる際に必要な経費を支援する国庫補助制度がありまして、令和7年度に保育補助者の経験年数に応じて補助基準額が引き上げられるなどの見直しが行われる予定であることから、こうした制度拡充も含め、国庫補助の活用事例等を市町村等に共有してまいります。

また、先ほどお答えした貸付金にも、民間保育所等が保育補助者を雇い上げる際に必要な経費を貸し付け、採用後に当該保育補助者が保育士資格を取得した場合には返済が免除となる制度がありますので、併せて周知をしてまいります。

今後も、こうした国庫補助や貸付けによる支援制度の積極的な活用を市町村や保育所等に呼びかけ、保育補助者の活用がさらに広がるよう取り組んでいくとともに、ICT活用などについても事例を共有し、保育の質を確保しつつ、保育士の働きやすい職場づくりを市町村と共に進めてまいります。

最後に、やまほいくの認定申請に係る負担の軽減など認定園を増やすための取組についてのお尋ねであります。

平成27年度に全国に先駆けて開始した信州型自然保育、通称信州やまほいく認定制度では、近隣が自然に恵まれた園のみならず、市街地においても多くの園が認定されております。この制度では、特化型と普及型の二つの認定区分により、屋外での活動時間や安全管理などの基準を満たした園を県で認定しておりますが、認定に当たっては、学識経験者等で構成される信州型自然保育認定懇談会に意見を求めるほか、原則、現地視察を行うなど、厳格な審査を行っております。

議員から、事務作業の負担が大きく、申請をためらう保育園が多数あるとの御指摘がありましたが、申請者の負担軽減については、これまでも、提出書類を減らすなど申請手の簡素化に努めてきたほか、新規認定の申請に当たっては、県の自然保育普及推進員が書類の書き方をサポートするなどの支援も行っているところであります。

今後も、認定を希望する園が申請に当たってどんな点を負担に感じているのか、関係者にも意見を聞きながら、申請手のさらなる簡素化を検討してまいります。さらに、広く県内に認定園を増やすために、県のポータルサイトの活用や、研修会、イベントの開催などを通じて本制度を市町村や園に周知し、関心を示していただけるよう努めてまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には障がい児療育の実態把握と国への報酬改善の要望についてのお尋ねでございます。

発達障がいや知的障がいのある未就学児の療育は、障がいの状態に応じて、療育コーディネ

ネーターや障害児相談支援事業所の相談支援専門員等の支援者が、保護者などの意向をお伺いしながらそれぞれの子供に適したサービスを提供しております。

具体的には、児童発達支援センター等の療育の専門機関で集中的に療育を受けるケースや、専門機関での療育と保育所等におけるインクルーシブな幼児教育を曜日を決めて併用するケース、保育所等において必要度に応じて巡回支援専門員の助言等を受けながら幼児教育を受けるケースなどがございます。児童発達支援を行う事業所の数や総定員数は着実に増加しているところではございますが、議員御懸念の状況につきましては、今後県内の実態把握に努めてまいります。

また、障がい福祉サービス等の担い手を確保する上で、全産業と比べ低い平均賃金が足かせとなっていることから、国に対して報酬水準の見直しを従前から要望しているところであり、引き続きさらなる報酬の改善を要望してまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農福連携について2点御質問をいただきました。

まず、農業高校生が農福連携を学ぶ機会の創出についてのお尋ねです。

農福連携を学ぶことは、未来の農業を担う高校生にとって、多様な人々が活躍できる社会の価値と、そこに向かって自らが知恵と工夫を凝らす意義にアプローチする貴重な機会となると思慮するところでございます。

現在、農業の魅力を学ぶセミナーの講師として、農業者を農業高校へ派遣しているところであり、さらに農福連携について学ぶ機会もつくってまいりたいと考えております。そこで、農業高校との連携会議等において、農福連携等をテーマとしたセミナーの実施、お試しノウフクや、来年度から始める農福連携の現場見学会などを教育の場で活用することを提案してまいります。

次に、農福連携で生産された農産物の販路拡大についてのお尋ねです。

銀座NAGANOで行ったノウフクJASのリンゴの販売はお客様からも大変好評であったとお聞きしております。大都市圏には、品質に加え、農福連携などの社会的意義に価値を感じて選択する消費者も多く、県外事務所を通じた販売促進は有効と考えます。

今後も、県外の3事務所と連携し、販売会の開催や卸売業者等への商品提案など販路開拓の支援を強化してまいります。

以上でございます。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）大変難しい質問も含め、全ての執行部の方より御答弁いただきました。

省庁移転については、阿部知事の強いリーダーシップにより、全国知事会を通して国を動かしていただきたいと思います。

また、南海トラフ巨大地震について、今後、県として取り組むことは非常に多くあります。私自身、東日本大震災のときに、瓦礫撤去のため何度も何度も東北に通いました。能登半島地震のときも何度かボランティア活動に入りましたが、今年も能登半島に行こうと思います。自然の脅威の前に茫然と立ち尽くすことを経験してもなお人を助けられるのは、人だと思います。どうか、県を越えて、全国の支援の拠点となるような長野県になることを強く望みます。

また、広い長野県において、均衡ある県土づくりの観点より、先ほども力強い答弁をいただきましたが、知事の執務拠点の短期的な移動や2人目の副知事の登用は本当に期待しております。

2026年度より、こども誰でも通園制度の本格化が見込まれる中、さらに、保育士不足が顕著になることが予想されますので、保育補助者の支援は本当に必要となります。そして、未就学児の発達支援、信州やまほいくも一層進むことを強く願います。

農福連携の推進により、誰にでもやりがいを持った働く環境の実現を期待しております。

全国から選ばれる信州となることを願い、私の一般質問を終了いたします。

○副議長（続木幹夫君）次に、グレート無茶議員。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）よろしく申し上げます。まず、そば県について質問させていただきます。

先月27日に第2回信州そば会議体設立準備会が行われ、会の名称が信州「そば県」推進協議会に決定しました。そば県に関わる多様な事業者の方々にこの名称を圧倒的多数によって選んでいただいたことを大変うれしく思いました。やっとスタートラインに立つことができたのかなという思いもあり、今後非常に期待を寄せております。私も、多くの方から、着実に動き始めているねという声をいただき、期待を寄せているのは私だけではないことも感じております。改めて会の名称にそば県が選ばれ、入ったことについて、知事はどのように受け止めていらっしゃるか。お伺いいたします。

昨年夏に「この指止まれ」で旗揚げしました県内市町村議員並びに国会議員による「長野県を「そば県」にする議員の会」、以下、そば議員の会、への参加者は現在54名になり、うち県議会議員は11名であり、着実に輪が広がっています。それぞれの議員に県内各地で個別にそば関係者から激励の言葉や相談、問合せをいただいているようで、非常にいい流れになってきていると感じております。一般の方からも声をかけられ、徐々に浸透してきているという実感もあります。

さて、第1回の県の準備会開催後に当たり、ぜひ我々そば議員の会も協議員にさせていただけないかという旨を要請させていただきましたが、断られてしまいました。第2回目も、そば議員の会から2名が傍聴席から傍聴させていただきました。会の趣旨から言えば、そば議員の会の参加、もしくは協力させていただくこともありではないかと思えます。誰が判断して、どのような理由からなのか。知事に伺いたいと思えます。

私は、信州「そば県」推進協議会の取組自体は全く否定するものではございません。長野県が名実ともにそばと言え信州という認識度を確固たるものにして、全国、そして世界へと発信していただけたらと思っています。

しかし、私のところには、その協議会に参加できない事業者等から、なぜ我々は呼ばれないのか。どうやってメンバーが決まったのか。どうしたら会に参加ができるのか。我々の意見は聞いてすらもらえないのかといった疎外感を感じるという声が届いております。業界内にやや分断を生んでいる現状を感じております。

また、協議会のメンバーの一部からは、県の協議会への関わり方の方針が変更になったり、会議体の名称変更を打診されたりと、県のやり方に不安を感じるという声も実際にあります。私も、実際、あるメンバーの方から、このような連絡をいただきました。とある議員の意向により協議会の名称を変更したいと県から連絡があったけれども、これは無茶さんですかと。私は返答に困りました。私のわけがないですと。この場で断言しますが、私は一切言っておりません。なぜこのようなことが起きているのか、不思議でなりません。このような状況下において、県民が一丸となって長野県のそば振興に取り組むことができ、みんなでその恩恵を受けられる仕組みをどのようにつくっていくのか。合津営業局長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） そば県に関して私には2点御質問をいただきました。

今回設置される協議会はまだ設立されていないわけでありまして、会の名称にそば県が入ることについての受け止めという御質問であります。

今の御質問にもありましたように、これは先月の準備会において、メンバーの多数決で信州「そば県」推進協議会という形で決められたというふうに承知しております。協議会活動の到達点として、そばと言え信州というふうに多くの方に認めてもらえる状態を目指そうという方向性をそば県という形で表現されたものというふうに受け止めております。

それから、そば議員の会の入会要請を断られたけれども、誰が判断したのか。また、どのような理由からかという御質問でございます。

この協議会は3月に設置を予定しているわけでありまして、営業局が事務局を担うことを予定しているところでありまして、既に2回準備会が開催されたところであります。設立

当初の構成員としては、事務局である県が案をつくって準備会のメンバーの御賛同を得たところでありまして、今後設立のときに会則をしっかり決める形になると思いますので、そこで確定されるものというふうには受け止めております。

そば議員の会からの入会の御意向については、準備会の構成員を通じて、これは事務局には直接お話はなかったというふうには承知していますが、間接的に営業局でお伺いしたと聞いております。

生産から消費までの様々な事業者、そして行政が課題を共有する場であるというふうには考えていることから、営業局の判断でお断りしたというふうには承知しているところでございます。また、このことについては、第1回の準備会において、構成員の皆様にも御相談させていただいたところ、異論はなかったというふうには伺っております。

私としても、これから着実にそば振興を進めていかなければいけないわけでありまして、事業者の皆様方を中心に課題と方向性を共有していくことが望ましいというふうには考えておりまして、こうした整理で、設立当初の構成員はこういう形でいこうという形で一定の方向性を出されたということについては適切なものではないかというふうには受け止めております。

以上です。

〔産業労働部営業局長合津俊雄君登壇〕

○産業労働部営業局長（合津俊雄君） 県民一丸となったそば振興に取り組める仕組みづくりについてお答えいたします。

協議会設立に向けまして、準備会等で意見集約を進めてまいりましたが、具体的な事業や最終目標等、協議会の皆さんと議論がまだ必要な部分もあると考えておりまして、現在、意見をお寄せいただいているところですが、その中で、営業局の判断で名称についても伺ったところです。

協議会の目的であります、誰もが「そばといえば信州」とイメージしてもらうことを達成するため、幅広い多くの皆さんの賛同が必要でありまして、御指摘のような誤解を招かない丁寧な説明が必要と認識しております。

加えまして、協議会が実施する事業等へ参加いただくことも大変大事なことであります。まずは、構成団体に参加する個別事業者への説明、さらには、商工団体等の協力もいただき、飲食店等多くの事業者の皆さんに対しまして協議会活動の周知等に取り組んでまいります。

加えまして、会員以外の事業者や県民の皆さんによります多様な信州そばの情報発信や、「そばといえば信州」を一丸となって発信してもらう連携など、県民との共創による事業についても協議会の皆さんと共に取り組むことで仕組みづくりにつなげてまいりたいというふうには考えております。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）言った、言わないで言ったら、私は言いました。言わないわけがないではないですか。だって、私たちが呼ばれていないというのはどうしてと思うのは普通だと僕は思います。

そもそも、私が長野県をそば県にと言い始めたのは、他県がそば県の名称を狙っていると聞いて、それはちょっと待てと。そば県と言ったら長野県でしょうという気持ちからです。インパクト、盛り上がりとスピード感を持って取組を進めていただきたいというふうに思います。

次に移ります。人権尊重条例に関連して二つの視点から伺いたいと思います。

一つ目の視点は、SNSでの誹謗中傷について。

令和5年6月定例会で、私の一般質問でSNSの誹謗中傷対策について質問をさせていただきました。相談窓口の周知、ネットの適正利用の啓発など積極的に行っていくと答弁いただきましたが、あれから2年たった現在、その取組の効果は現れているのでしょうか。また、人権尊重条例の制定に向けた検討が進む中、項目の中に記載されている、特にSNSの誹謗中傷については、どのように扱うつもりでしょうか。

私は、SNSの誹謗中傷については、その特殊性から、人権尊重条例に全てを組み込んでしまうには少し違和感があると思います。というのも、まず、SNSは自己の承認欲求を満たす装置です。人の脳は、社会のルールに外れた行動など分かりやすい攻撃対象を見つけ、罰することに快感を覚えるようにできています。許せないという正義感が正義の制裁を加えると、脳の快楽中枢が刺激され、快楽物質のドーパミンが放出されるといいます。この快楽が正義中毒という依存症になり、犠牲者を出していると言われます。この中毒に陥ると、その行動を誹謗中傷や人権侵害だとは全く思わないという特徴があるそうです。これは誰にでも起こり得ることです。

仮に人権尊重条例を包括的な理念条例として整理するのならば、それとは別に、こういったSNSの誹謗中傷の特性に鑑み、SNSに特化した実効性のある方策を盛り込んだ条例が早急に必要だと考えるが、いかがでしょうか。以上、直江県民文化部長に伺います。

二つ目の視点は、子供の権利についてです。

平成26年7月公布の長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例、この条例は、結果的に様々な困難に悩み苦しむ子供の減少を目指しているということですが、本県の現状は、公布後も、全国の中で子供の自殺が多いというデータが出ています。本県において、様々な困難に悩み苦しむ子供は実際に減少しているのでしょうか。この点について高橋こども若者局長に伺います。

改めて条例を見返すと、子供支援の施策は、子供が意見を直接述べることができる方法を用

い、子供を含めた県民の意見を反映させ、子供の最善の利益を実現し、その人権が尊重されることとありますが、実際に子供自身の声が反映されているのか、疑問があります。

以前里親の件で質問しましたが、国の数値目標を追いかけるあまり、養子縁組の数を意識してしまう。そこに子供の意見は反映されているのでしょうか。結果として、養子縁組の解除の数も減りません。実は大人の意見、大人の都合に子供が巻き込まれているケースがあるのではないのでしょうか。

また、第5条、保護者の役割として、「保護者は、子どもの育ちについて第一義的責任を有することを認識し」とあります。間違っていないのですが、里親や一時保護などが増えている状況や、家庭の在り方の多様化、みんなで子供の育ちを支えようという動きの下では、もはやこのような形で責任に言及すべきなのか、その意味をふと考えてしまいます。

子供同士のトラブル時、早期の段階で大人が一方向的に介入し、結論を出してしまうなど、子供たちを信じ、見守ることが許されない雰囲気もあるように感じています。こどもまんなかを掲げる本県において、子供が権利の主体である旨を明確に打ち出す必要があると考えます。多様化する社会に対応した家族の在り方を含めて、子供の権利に関する条例の制定に向けた議論を人権尊重条例の検討と並行して進めてほしいと考えますが、いかがでしょうか。知事に伺います。

三つ目、教員間のハラスメントについてお伺いします。

私は、先生が退職することに大きな疑問を抱えております。憧れの先生になるために難しい試験に臨み、その資格を手に入れているわけです。そう簡単に先生になれるものではありません。まず、志が高くなければ先生の道を選択しないというふうに思います。なぜそう思うかというと、私は、実は学生時代、先生になりたくてしようがなかったからです。先生に憧れていました。でも、知り合いで、毎年何度も教員採用試験に挑戦してやっと先生になれた彼が辞めてしまいました。不思議でなりません。教員退職者の主な理由は何でしょうか。

また、子供たちにいじめは駄目だと教える教員の間でいじめがあり、それにより退職に追い込まれたという事例も実際に相談を受けたことがあります。教員間のいじめやハラスメントの実態を把握されているのでしょうか。

そして、教育委員会のハラスメントに係る解決体制はどのような仕組みになっているのでしょうか。相談先の調査機関にハラスメントの当事者がいる場合も想定され、その事案が正しく処理されずにさらに被害を生む可能性もあります。相談、調査は外部化しないと意味がないと考えますが、いかがでしょうか。以上、武田教育長に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私にはSNS上の誹謗中傷に関しまして2点お尋ねを頂戴してお

ります。

まず、SNS上の誹謗中傷に係る相談窓口の周知啓発等の取組と効果についてでございます。

相談窓口につきましては、国の違法・有害情報相談センターなどを県のホームページに掲載いたしますほか、県内プロスポーツチームの試合の際にチラシを観客の皆さんに配布し、周知の機会を増やしてまいりました。

インターネット上の人権侵害に関する啓発につきましては、令和5年度に動画を配信したほか、長野美術専門学校の学生によるポスター制作と県内各地での展示等により、多くの方々の理解が深まるよう取り組んでおります。

加えて、子供・若者、保護者などが情報モラルについて学ぶ取組を支援いたしますとともに、インターネットの利用を親子で考えるためのリーフレットを学校を通じて配付するなど、若い世代への啓発にも力を入れております。

プロスポーツの試合で啓発を行った際のアンケートでは、9割以上の方から、人権に対する理解が深まった、気づきがあったとの回答をいただいていることから、こうした様々な手法により地道な取組の継続が広く県民の皆様の理解を促進し、SNS上の誹謗中傷の抑止につながるものと考えております。

続きまして、SNS上の誹謗中傷についての条例検討の中での扱い及びSNSに特化した方策を盛り込んだ条例の必要性についてのお尋ねでございます。

SNS上では、その匿名性や情報発信の容易さから、誹謗中傷などの他人の人権を侵害してしまう様々な問題が発生しており、今般、人権全般を包括する条例の検討に至った背景の一つとなっております。

条例に具体的にどのような内容を盛り込むかにつきましては、SNS上の誹謗中傷のような現在顕在化しております人権課題への対応を含め、今後、長野県人権政策審議会を中心とした検討の中で見定めていくべきものと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には本県での様々な困難に悩み苦しむ子供の状況についての御質問です。

県では、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例に基づき、平成27年から子ども支援センターを設置し、虐待やいじめなどの悩みや、問題を抱える子供たちからの相談に対応してきております。子供本人が学校とは異なる機関へ相談できることで、子供が抱えるつらさや悩みを詳しくセンターの相談員が聞き取り、市町村や学校、教育委員会等につなげるなど、重要な役割を果たしていると考えております。

その一方で、県内の子供の状況については、虐待相談件数やいじめの認知件数は最近も高い数字で推移しており、社会的な意識の高まりや積極的な対応が進んだことありますが、平成26年度当時と比べて増加しております。

これに加え、ヤングケアラーや発達障がい、SNSによる誹謗中傷など新たに顕在化した課題も生じてきており、困難を抱えて悩み、苦しい思いをしている数多くの子供たちに寄り添った対応をしていく必要があると考えておりました。今後も、子供に関わる各機関が問題の予防や早期対応に努めるとともに、さらに連携協力し、課題の解決に向けて取り組んでまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には子供の権利に関する条例の制定に向けた議論を人権尊重条例と並行して進めてほしいと考えるがいかがかという御質問でございます。

子供を権利の主体として捉えることも基本法、あるいはこども大綱など、国においても大きな動きが出てきたところでもあります。御指摘のとおり、子ども支援条例の制定当時と比べますと、子供たちを取り巻く社会環境や支える制度等大きな変化が生じてきているというふうに認識しています。

県としては、子供が権利の主体であることを子ども・若者支援総合計画の基本姿勢に位置づけるよう改定し、今後、子供の意見表明機会の確保、施策への意見反映、子供の社会参画のほか、子供の視点に立った情報提供などをさらに進めていきたいというふうに考えております。

こうした項目も含め、子供の権利に関して改めて条例で定めるかどうかについては、人権全般を包括する条例の検討を行う長野県人権政策審議会の議論なども踏まえながら今後検討していきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）教職員間のハラスメントについて私には2点御質問をいただきました。

教職員の退職理由、教員間のハラスメントについてでございます。

令和5年度中の自己都合による退職者は、小、中、高、特別支援学校合わせて137名であり、退職の理由については、個人のプライバシーに関わることから詳細には把握しておりませんが、全体の74%が20代から30代で、主たる理由は、他県で教員に採用されたこと、民間企業への転職、結婚などであると承知しております。

また、教職員間のいじめの実態でございますが、県教育委員会に設置したハラスメント相談電話に寄せられたものが、本年度、小中学校9件、高等学校15件、計24件で、義務教育学校については市町村教育委員会に事実確認するよう指導したり、県立学校については直接学校にヒ

アリングするなどして対応しているところでございます。なお、県教育委員会が過去5年間に行った教職員間のハラスメントを理由とする懲戒処分件数は1件でございます。

続きまして、教育委員会のハラスメントの解決体制についてでございます。

現在、県教育委員会では、教職員が上司や同僚等からハラスメントを受けた場合に相談できる窓口として、職員相談員やハラスメント相談用電話のほか、教育長、弁護士に直接連絡できる教職員通報・相談窓口を設置しており、第三者を含めた対応を行っているところでございます。

相談窓口については、校長会等を通して教職員に周知しており、相談者の方が置かれた状況や要望に合った相談窓口を選択できるよう体制を整えているところでございます。一方、各市町村教育委員会においても相談窓口を設置していると承知しております。

引き続き、教職員が相談しやすくハラスメント解決に資する体制について、外部化を含めて研究してまいります。

以上でございます。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）SNSの誹謗中傷を実際に受けたことがありますでしょうか。ぜひとも被害者を増やさないように、引き続き取組をお願いしたいと思います。

また、なりたくてしよがなかつた、本当にそういう気持ちでなつた教員が辞めていくというのは、やはり何かあるのではないかというふうに勘ぐつてしまいます。ここまで来ると、本当の退職理由が何であるか、本気で調査していただければというふうに思います。

教員不足の解消は、環境の改善ももちろんですが、こういったメンタルのケアなどを重視し、改善することによって、不足の解消の一端を担えるのではないかというふうに思っております。教員が生き生きすることが子供たちにとつても非常にいい効果になっていくと思ひます。ぜひよろしくお願ひいたします。

最後に、結果を出す県の広報についてお伺ひいたします。

令和7年度当初予算における県全体の広報予算額は、令和6年度当初予算比1.6倍の8億6,000万円余となっております。非常に気合と期待の入つた予算となっております。

令和7年度の広報関連事業の中で最も力を入れる目玉事業を一つ選ぶとしたら何でしょうか。そして、伝わる広報の実現と掲げていますが、何をもって伝わつたと評価しますか。予算額1.6倍に見合つた目標と結果への評価方法を知事に伺ひます。

広報は、お金をかけたらかけた分だけ結果が出るものではありません。知事もおつしやつていましたが、ただかければいいというわけでもありません。そして、広報は、結果を出さなければ意味がありません。

なぜこういった話をするかという、私は過去に広告代理店に勤めたことがあり、仕事として広告に携わっていた経験があるからです。なので、県広報は民間の感覚がちょっと薄いと感じてしまいます。広告代理店からすると、行政の仕事は実は非常においしい。結果を求めることがないからです。逆に、企業からの依頼は非常に厳しいです。自分の懐を痛めて広報するわけですから、それは結果を求めます。結果を出さなければ次の仕事は来ませんし、広報の結果は、その企業にとって死活問題になりかねません。

広報の専門的知見を有する外部人材の登用も掲げておりましたが、プロであればぜひ結果にコミットしていただける人材を登用していただきたいと思います。職員の座学研修に予算をかけるのであれば、まずは一つでもいいので、具体的な広報の成功事例を見せてもらえたらと思います。プロから見た過去の広告戦略の課題の洗い出し、プロが仕掛ける広報戦略を職員は身近で見て、結果を出すプロの広報というものを学んでもらいたいと思います。

アドバイスを受けながらOJTで学び、失敗例や成功例を積み上げ、最終的には職員自身がアウトプットを視野に入れた事業構築が行われるまでにスキルアップできるよう、本気で取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。県の広報改善に向けたロードマップをどのように描いているか。知事に伺います。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 県の広報について御質問をいただきました。

これは相当しっかりやっつけていかなければいけないというふうに私も思っております。県議会の皆様方からは、毎回のように、広報ができていない、県民に伝わっていないという御指摘をいただいているわけでありまして、私としても、せっかく各職員が頑張っていることをやっているのに何でもっと伝わらないのか、伝えられないのかというふうにも思っています。これは、やはり我々県組織を挙げてしっかり取り組まなければいけないというふうに思っております。

まず、最も力を入れる目玉事業という話であります。伝えていきたい内容については、まずは人口減少の問題。人口減少の対策も含めて、しっかり伝えるようにしていきたいというふうに思っております。政策的な手法面ということで申し上げます、何といたっても私は若手インフルエンサーを活用した長野県広報パートナーと共に若者にも響く発信をしていきたいというふうに思っております。

御質問にもあったように、我々がやると、どうしても公平性、中立性、あるいは正確性ということに過度に気を遣い過ぎるところがあるというふうに思います。その発想自体を変えていかなければいけないのですけれども、やはり若い人たちの視点、また、ほとんどデジタルネイティブで育ったような世代の皆さんの発想とか感性、こうしたものを県の広報にしっかり取り

入れていきたいというのが成果を上げていきたい政策であります。

それから、伝わる広報の目標と評価方法という御質問でございます。

県の政策全般が、もう既にやっていけばいいという話ではないわけでありますので、全ての政策がそうだと思いますが、広報についても、御指摘のようにしっかり評価し、検証し、改善につなげていくことが重要だというふうに私も思っております。

一方、広報する内容はいろいろあります。例えば、ゼロカーボンであれば、ただ伝えるのではなく、実際に県民の皆さんの行動変容につながっているのかどうかということも我々は把握していかなければいけません。また一方で、いろいろな情報のようなものは、まずは知ってもらえればいいと。広報といっても、どこまでできればいいのかということは、やはり内容によって大分違ってくるかなというふうに思っております。

評価の在り方については、その広報の目的、ターゲット、手段、こうしたものに応じて考えていかなければいけないと思っております。具体的な検証方法等については今後しっかり検討していきたいというふうに思っております。

それから、広報の改善に向けたロードマップということでございます。

私としては、やはり、県の広報は変わったなとまずは思ってもらえないと、予算をかける意味がないのかなというふうに思っております。そういう意味では広報戦略をしっかり立て直していかなければいけませんけれども、県民の皆さんから見たときにも、県の広報が何か今までと違うぞという感覚を持っていただけるように、県の広報の変化を印象づけることが初期段階でまず必要ではないかというふうに思っております。

その一方で、御質問の中にも触れていただきましたように、単に表面だけ変えるだけでは一時的なものになってしまいます。そういう意味では、私も含めた県職員のマインドを変えていかなければいけない。やはり、私たちがやっている仕事は、県民の皆さんに伝わってこそ仕事の結果が出せるわけでありまして、県民の皆様方からそれに対するフィードバックを受けてこそ我々の仕事を次のステップに向けて進ませることができると。こういう意識改革等も含めて取り組んでいきたいと思っております。

一方で、スキルアップも含めた研修など、伝える力の向上に向け、着実な取組も進めていきたいというふうに思っております。広報担当者だけが広報するというマインドでは決して県民には伝わらないというふうに思っております。御質問いただいたように、このスキルの面もそうありますが、外部人材を活用する中で、一人一人が自分のやっている仕事をどうやれば県民の皆様にお伝えできるのかということを常に考えながら仕事をする県庁組織になるようにしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

これは非常に難しい課題ではあります。何とか結果を出すように取り組んでいきたいとい

うふうに思っております。

以上でございます。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）知事の覚悟を伺えて非常によかったと思います。インフルエンサーという話がありましたけれども、1,200万円の予算をかけてやるインフルエンサー、もしかしたらインフルエンサーの1,200万円だけで8億円以上の価値が出るかもしれません。伝え方によっては非常に価値のあるものになっていくと思います。

広報はインパクトが非常に大事だと思っていて、ぜひ賛否両論が出てくるくらいにやっていただきたいと思っております。賛否両論が出るということは、人の心に届いているという証拠だと思っております。広報がターゲットに響く、確実に届くというところまでぜひやっていただければと思います。

特に、長野県は若者、子供、女性がターゲットということであれば、例えば観光でいうなら、山の写真で子供にどこまで届くのかということを考えてやっていただければというふうに思います。

先ほども言いましたように、広報は結果です。予算が生き、金になるように、ぜひ結果にコミットする広報をやっていただければと思います。とにかく、賛否両論を恐れず、県民全体の利益のために、わくわく楽しくチャレンジしてもらいたいと思っております。

ちなみに、新潟県のカタカタ言うなよ新潟県、そして、広島県のおいしい広島ではなくておいしい広島、こういった何かくすりと笑って拡散したくなるような広報をぜひやっていただきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時25分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

竹村直子議員。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君）改革信州、竹村直子です。通告に従い一般質問をいたします。

まず、農業振興について。

農家の高齢化はどんどん進み、あと10年もしたらかなりの米農家は田んぼを守れなくなるの

ではないかと言われています。10年どころか、5年で農家は激減するとの声もあります。農業者の高齢化と減少、農地の荒廃、地域の過疎化は進むばかりですが、これは諸外国が当たり前に行っている農業を守る政策を政府がやっていないからでしょう。世界中の輸入が止まれば真っ先に飢えるのは日本だと言われています。農家・農地を守り、食料自給率を上げることこそが国民の命を守ることになるということは、ほかの国ではこれまた当たり前の考え方です。

令和5年、全国の食料自給率の実績はカロリーベースで38%ですが、国の目標は、令和12年までに45%まで向上させることとしています。国の目標達成に向けて長野県としてどのように貢献していくのでしょうか。

農業者の多くは、肥料や飼料、エネルギーなど、生産資材の高騰により、ますます経営が大変になっています。特に、米づくりは、赤字をほかの収入で補填しながら、先祖からの土地だからと、必死で田んぼを守っています。時給は10円という説もありますが、ボランティアで米づくりをしていると言っても過言ではないと感じます。これでは、子供に継がせることはできるわけではなく、農家が減るのは当たり前ではないでしょうか。

昨年の米不足による価格上昇で少々潤った農家もあるかもしれませんが、上昇した分が全て農家に回ってはいないようです。米づくりこそフェアトレードにすべきと考えます。お米は知り合いから安く手に入れるという流通方法も問題ではないかと思えます。農家自身が自らの労働を安く見積もり、買手も農家の労働を安く買いたたいている、そのことに気づかなければいけないと思えます。

当たり前にお飯が食べられるのは、農家の犠牲的精神の上に成り立っているのです。それなのに、現在の日本人の多くは、パンや麺類を食べる機会が増え、米の消費量が減っています。そのことについても考えなくてははいけません。

戦争に負けて食糧難だった日本をアメリカの余剰小麦の輸出先とするため、学校給食にパンを導入したということを私は10年ほど前に知りました。「米を食うとばかになる」という本を生理学者の林蘂が書き、当時の新聞でも、米食低能論、米食否定論を広め、農家をいじめ、ばかにして、欧米型食生活を崇拜し、和食を排斥する運動を行ったのです。何十年もかけて行った作戦は功を奏し、現代の日本人はパンが大好きになりました。アメリカの食料戦略は大成功ですね。

古くから日本人に愛されてきた御飯、みそ汁、漬物を中心とした発酵食品を食べる和食は、栄養面でもカロリーの的にも体によい食文化です。日本人は、お米を食べる文化を見直す必要があると考えます。みその原料となる大豆が国産に置き換われれば、食料自給率もぐっと上がります。

ユネスコの無形文化遺産に登録されている日本人の伝統的な食文化、和食の中心となる米の

生産をしっかり守っていくためには、需要の拡大を図ることが重要な要素の一つと考えます。また、米生産の元になる水田は農村の原風景の象徴であることから、遊休化させないよう管理していくことが求められています。県として、米の需要拡大や水田の有効活用はどう取り組んでいくのか。伺います。

従来の慣行農業での農薬や化学肥料を使わない安心・安全な食を求める人にとっては、有機農業でつくられたものが一番だと思います。新潟県では、有機農業の生産者、自治体、大学、J A、消費者が連携したオーガニック連絡協議会が、技術交換や若手の育成、販路拡大、有機給食の推進、消費者への啓発を進めています。2024年度に6会場で行ったオーガニックフェスタは、延べ3万1,300人が訪れたとのことでした。

長野県でも有機農業の推進を期待するところですが、有機農業を推進する上では、生産者と消費者のつながりの構築に加え、自治体や関係団体等が広く連携した様々な取組が必要と考えます。

県としてどのように推進していくのか。以上3点を小林農政部長にお聞きします。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農業問題で3点御質問をいただきました。

まず、食料自給率向上への貢献についてのお尋ねです。

食料自給率の向上は、食料安全保障の観点から、国全体で戦略的に取り組むべき重要な課題であると認識しております。本県といたしましては、全国へ安定的に園芸品目を中心とした農畜産物を供給していく総合供給産地として、まずは安定生産の取組を進めていくことが重要であり、新規就農者の確保と農業経営体の育成、気候変動に対応した新品種や栽培技術の開発、海外依存度の高い小麦や大豆、家畜飼料の県内産への置き換えなどにより食料自給率の向上に貢献してまいります。

加えて、国産、さらには県産の農畜産物の消費拡大も重要となります。それには、消費者の理解、行動変容が不可欠であるため、県産品を積極的に購入するしあわせバイ信州運動などを進めてまいります。

次に、米の需要拡大と水田の有効活用についてのお尋ねです。

食生活の多様化、人口減少等により年々米の消費が減少している中、県では、J A等関係機関と連携した県産米の消費を喚起する情報発信のほか、学校給食における地元産米の活用を教育委員会と連携して進めているところでございます。

また、需要に応じた主食用米の生産とともに、米粉用、飼料用、輸出用などの多様な米の作付を推進し、さらには、自給率向上に資する麦、大豆、飼料作物、野菜等の高収益作物やそばの作付を地域計画に沿って進め、水田の有効活用を図ってまいります。

最後に、関係者が連携した有機農業の推進についてのお尋ねです。

県では、全国に先駆け、生産者、流通事業者、消費者などがつながるプラットフォームを創設し、現在800名を超える会員が交流と情報交換を行う中で、それぞれの取組を向上させながら有機の裾野を広げています。さらに、生産と消費が結びついた取組が地域で円滑に展開できるよう、ポイントを分かりやすく整理した有機農業スタートブックを作成しているところがございます。こうした取組を、生産者やJ A、市町村等と連携して進め、有機給食などと併せ、有機農業の面的拡大を図ってまいります。

以上でございます。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）日本のお米は兼業農家に支えられてきたということを認識すべきだと思います。農業機械を購入するには現金が必要で、米づくりのみでは相当大規模でなければ厳しいと思います。

今、お米の小売価格は上がったままで、消費者側からすると高いでしょうが、生産者側から見るとコストを考えると、もっと高くなってもよいと思います。生産者と消費者双方が納得できて無理のない米の価格を維持するには、行政が何らかの形で支えることが望ましいと考えます。民主党政権下で行った戸別所得補償制度のように、食料を生産する農家に寄り添った支援がなければ持続可能な農業は厳しいのです。

次に、公共交通について質問します。

しあわせ信州創造プラン3.0の中に、「自家用車に依存しない地域づくり」として、生活を支える地域交通の確保を図る観点から、誰もが安心して利用できる地域公共交通の維持・確保と利便性の向上に市町村と連携して取り組むとしています。皆が乗って交通事業者にお金が回るということが重要であるということをもっと広く強く県民に周知し、地域住民の意識を変えて巻き込むことが必要ではないかと考えます。県民に対する公共交通の利用促進に関する県の取組について伺います。

公共交通は、つながってこそ価値がある。地域のインフラと捉えて、将来的には、自治体が施設を管理し企業が運営するという公設民営の考え方で、今以上に行政の投資が必要だと考えますが、いかがでしょうか。通学定期券など割引制度の事業者負担を見直し、公的支援により制度の維持拡充を図ることが公共交通を守ることに繋がると考えますが、いかがでしょうか。

バス・タクシー会社の人手不足に対応するため、二種免許取得への支援策は講じられていますが、二種免許の取得は普通免許の取得が前提となります。地域公共交通の担い手獲得の観点から、学校を卒業してバス会社、タクシー会社を就職の選択肢とするために、普通免許取得への支援策も検討してはいかがでしょうか。

南信州の課題として、飯田線の各駅にパークアンドライド用の駐車場がないことが挙げられます。社会人の飯田線利用促進のために駐車場設置を進めるべきではないでしょうか。以上5点を小林交通政策局長にお聞きします。

次に、日米地位協定について質問いたします。

1月29日から31日に沖縄で開かれた全国地方議員交流研修会に参加し、玉城デニー知事の講演をお聞きし、また、沖縄県の基地問題等、日米地位協定について改めて認識を深めました。

在日米軍の地位や、施設、区域の使用について定めた条約である日米地位協定は、1960年（昭和35年）に日米間で締結されて以来、一度も改定されていません。一方、アメリカとの間に地位協定を結んでいる他の国は見直しを行っており、日本ほど不利な条件とはなっていません。

この不平等な日米地位協定は長野県にも関係し、東信地域には度々突然米軍機が飛来し、騒音を発し、住民の不安をかき立てています。今日までの県内における米軍の飛行訓練ルートや訓練による飛行状況を把握し、どのように対処しているのか。また、訓練を行う時期の速やかな情報提供を求め、県民に伝えることが、県民の安心・安全につながると考えますが、所見を伺います。

また、群馬、埼玉、山梨の上空は米軍横田基地の航空管理下にあるため、日本の民間機は飛ぶことができません。地位協定が改定されれば、松本空港から羽田便や成田便の就航の可能性も出てきます。

沖縄県では、昭和47年の本土復帰から令和5年12月末までに、米軍人等による軽犯罪が6,235件、航空機関連の事故が911件発生しており、そのほかに、騒音問題や環境問題で沖縄県民は苦しめられています。1995年（平成7年）、本島北部で発生した少女暴行事件を契機に、その問題点が明らかになり、同年11月、初めて地位協定の見直しを日米両政府に要請しました。こうした米軍人による犯罪は氷山の一角で、訴えても無駄だと考え、泣き寝入りしている状況が予想されます。全国知事会も、2018年と2020年に協定の抜本的な見直しを日本政府に提言しました。長野県を含む33都道府県が地位協定について見直しが必要と考えている旨、新聞報道で見えています。

その上でお聞きします。長野県と交流している沖縄県の現状を鑑み、日米地位協定の見直しを国へ改めて要望するべきではないでしょうか。以上2点を阿部知事に伺います。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には公共交通について5点到り御質問をいただきました。

まず、県民向けの利用促進の取組についてでございます。

長野県地域公共交通計画では、県民の役割としまして、公共交通の社会的意義を認識し、「乗って残す、乗って活かす」という意識を持って日常生活の中で積極的に公共交通を利用する旨を定めたところでございます。

本県では、これまで、ノーマイカー通勤を呼びかける信州スマートムーブ通勤ウィークや、各鉄道沿線協議会による利用促進活動への参画、モビリティ・マネジメントによる企業の従業員に対する公共交通利用への転換促進、こうした様々な利用促進策を実施してきたところでございます。

今後、事業者や関係団体が行っている啓発イベント等に県としても参画するなど一層の取組を進めるとともに、利用促進の取組のみならず、キャッシュレス決済の導入など公共交通の利便性向上の取組を進め、公共交通の利用を促進してまいりたいと考えております。

次に、公共交通への公設民営の考え方による行政投資についてでございます。

本県では、公共交通を社会的共通資本として位置づけ、公的関与を強めていこうと考えている中、公設民営の手法を取ることも選択肢の一つと言えます。しかしながら、公設民営の手法を導入するには、自治体が多額のコストを長きにわたって負担していかなければならず、各自治体の財政事情や、政策や投資の優先度の観点から、大きな課題があるものと考えております。

本県では、公設民営の手法ではないものの、県がバス車両を購入し交通事業者に貸与します県有民営バスの仕組みを導入したほか、県内高速バスの増便に向けた新たな支援や、しなの鉄道が行います緊急的な修繕費への支援を当初予算案に盛り込んでおまして、さらに、今後は、バス路線についても、単なる赤字補填ではない新たな支援策を現在検討しているところでございます。県としては、このように、公的関与をさらに強化することにより、地域の公共交通を支えてまいりたいと考えております。

次に、運賃割引に対する費用負担の在り方についてでございます。

県では、通学割引など公的性質を有します運賃割引に対する費用負担の在り方について、これまで、公共交通の専門家を招聘し、御意見を伺うなど、研究を行ってきたところでございます。

運賃は、総括原価方式により決定、認可されているため、割引による減収分は運賃に反映されており、事業者の負担にはなっていないとの見解もありますが、一方で、公共交通の利用者が割引分を最終的に負担しており、マイカー利用者との公平性が問題となることから、通学割引などについては社会全体で支えていくことが望ましいと考えているところでございます。また、令和5年の地域交通法の改正に際しても、衆参両院が同趣旨の附帯決議を行っているところでございます。

こうしたことから、県では、国に対しまして、公的性質を有する運賃割引の公的負担の在り

方を検討するよう要望してきたほか、国土交通省の地域の公共交通リ・デザイン実現会議においても、知事から、運賃割引への公的関与について関係省庁による検討の場を設置するよう提言しまして、同会議の最終取りまとめに「引き続き検討すべき事項」として明記されたところでございます。今後も、国に対し、通学割引等公的負担の仕組みづくりについて要望してまいりたいと考えております。

次に、普通免許取得への支援についてでございます。

第二種免許は、バス・タクシー等交通事業の業界においては、業務遂行上必要不可欠な専門的な資格であることから、県ではこの取得に支援を行ってきているところでございます。一方、普通免許については、専門的資格ではなく、その取得支援は交通事業者においても行われていないことや、普通免許が必要となる他の様々な職種との公平性の観点でも課題があることから、現時点において県による支援は難しいのではないかと考えております。

最後に、飯田線利用促進のための駐車場の設置についてでございます。

J R飯田線におきましては、飯田駅や駒ヶ根駅、伊那市駅等比較的乗降が多い駅で既にパークアンドライド用の駐車場が設置されておりますが、一方で、伊那大島駅、市田駅などでは整備されていない状況でございます。

こうしたことから、駐車場の需要が見込まれる駅につきましては、飯田線に関する会合の場などでJ R東海や関係自治体に対し駐車場の設置の協力を依頼し、飯田線の利用促進につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には日米地位協定に関連して2点御質問をいただきました。

まず初めに、米軍機の飛行訓練状況の把握と対処、そして事前の情報提供を求めるべきではないかという御質問でございます。

県としては、この航空機の騒音や低空飛行、目撃情報など、県民の皆様方が目撃した情報を市町村の御協力をいただきながら広く収集してきているところでございます。目撃情報が寄せられた場合には、危機管理部において速やかに自衛隊の長野地方協力本部及び防衛省北関東防衛局に照会して、回答内容を関係市町村や問合せいただいた方に情報提供しているところでございます。

一方、県としては、これまでも、国に対して在日米軍による訓練ルートや訓練が行われる時期について事前の情報提供を行うよう要請してきたところでございます。この結果、令和4年の5月に、北関東防衛局から、今後大きな演習等で米軍機の訓練飛行がある場合は北関東防衛局のホームページで演習等について事前情報の提供を行うという回答があったところでござい

ます。今後とも、県民の安全・安心な暮らしと生活環境を守るため、必要な対応を行っていき
たいと考えております。

続いて、日米地位協定の見直しを国に求めるべきではないかという御質問でございます。

沖縄に米軍基地の7割が集中しているという状況であります。様々な基地にまつわる問題に
直面してきたわけでありますが、地域住民の皆様方の安全と生活環境に大きな影響があり、沖
縄県の皆様方がこの基地問題に様々な不安を感じ、苦悩されているということについては私も
十分理解しているところでございます。

日米地位協定は、1960年の締結以来一度も改定されておらず、協定の運用改善だけでは不
十分だというふうを考えておまして、抜本的な見直しが必要だというふうに思っております。
本県としても、これまで、市長会、町村会との連名で国に協定の抜本的な見直しを要請して
おります。また、全国知事会としては毎年要請を行っているところでございます。今後とも、全
国の知事と協力して、国に対して日米地位協定の見直しを求めていきたいと考えております。

以上です。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君）それぞれ御答弁をいただきました。

乗って残す公共交通を推進するために、また、ゼロカーボンの観点からも、そして、前向き
に取り組むためにも、動機づけがあるとよいのではないのでしょうか。自家用車を使わずに公共
交通で出社したら、ポイントをつけて、一番多く公共交通を利用した金額、回数、距離等で県
のホームページに載せるとか、アルクマグッズ、長野県産品、お米のプレゼントがもらえる
すとか、また、飲食店や小売店と提携し、おいしいものを食べられる、買物ができるなどは
いかがでしょうか。

私は、今週、自家用車ではなく、みすずハイウェイを利用して長野市まで来ました。ただ、
自家用車に乗らずに公共交通を利用するには、ずくが必要です。多くの県民がこのずくを出し
てみんなの公共交通を守りたいものです。

地位協定についてですが、私たち議員は、県民の安心・安全のために常に活動をしていま
すが、その安心・安全が脅かされるということは、それほど頻繁には起きていないと思いま
す。ところが、沖縄県民にとっては、米軍基地があることによって、安心・安全の逆で、不安・危
険を抱えているということを改めて感じたところです。建設関係の陳情、要望のように、繰り
返し粘り強く要望することがますます必要ではないかと申し上げ、私の一切の質問を終わら
す。

○議長（山岸喜昭君）次に、小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）信州F・POWERプロジェクトについて、まず林務部長に3点伺います。

全国的にバイオマス発電施設が増加する中で、県は、需給調整会議など燃料材の確保に向けて取り組んできたと言われるものの、結果的に当初の計画どおりに事業が進みませんでした。施設のサイズダウンなどの柔軟で冷静な判断がなされてこなかった点も重なり、現在の状況に至ったものと考えます。県は、発電事業が計画どおりに進まなかった要因をどう受け止め、これまで燃料材確保に向けた支援にどのように取り組んできたのか、伺います。

プロジェクトにおいては、製材と発電の2社に対して、県から合計約25億円の補助金が交付され、また、発電事業者には、無利子融資の返済義務が残っています。こうした公的な支援を受けてきた両者と、新たに経営に参画した綿半ホールディングス株式会社には、一般の民間企業とは異なる立場であることを十分に認識してもらうことが重要です。

一方、県は、これまで、民間事業者の事業を理由に、プロジェクトを推進する立場としての説明責任をほとんど果たしてきませんでした。県は、今後、事業者とも協力して、県民と議会に対してプロジェクトについて積極的に情報開示や説明を行っていく責任があると考えますが、見解を伺います。

発電事業者に対する無利子融資の残額について、県は、納付義務は新会社に継承されると思っていますが、確実に返済されるのか。また、その返済スケジュールはどう計画しているのか。改めて伺います。

次に、知事にも3点伺います。

事業推進に当たって、有識者も参加した推進戦略会議の場で、相当な期間を費やして様々な検討を行った上で取り組んできたと言明されていますが、発電事業に年間14.4万トンもの木材が必要な大規模な施設であり、県内の燃料用木材の供給量と比べ計画が過大との指摘があったにもかかわらず、事業に着手してきました。県には初歩の段階において重大な判断ミスがあったのではないのでしょうか。見解を伺います。

知事は、会見で、共創・協働を一層進め、様々な課題に取り組むため、今回の取組を振り返り、これからの県政に生かしていくことが重要とし、総務部を中心に振り返りを進め、必要に応じて有識者の意見を聞くと述べられています。しかし、このプロジェクトは、森林県から林業県への肝煎りで、民間からの大きな協力を得て多額の補助金を投入して進めてきた重大なプロジェクトであります。県組織内での振り返りではなく、外部有識者から成る第三者による委員会を立ち上げ、計画どおりに進まなかった原因を客観的に解明し、検証してこそ、今後の県政に教訓を生かし、プロジェクト再生の道が切り開かれると考えますが、見解を伺います。

化石燃料に依存しない循環型の地域社会をつくるというこのプロジェクトの理想は、森林県

長野にとって今後も大変重要な課題であると考えます。県の2050ゼロカーボンの達成を確かなものにするためにも、取組を前に進めていくことが重要です。プロジェクトの教訓を生かして、今後の長野県における林業・木材産業の発展に向けてどう取り組んでいかれるのか。所見を伺います。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には信州F・POWERプロジェクトに関しまして3点御質問を頂戴いたしました。

まず、発電事業が計画どおりに進まなかった要因等についてでございます。

発電事業につきましては、当初、製材施設と同時期の稼働開始を想定していたものの、事業主体において資本強化のための出資者の調整やプラントメーカーの選定などに時間を要し、着工が遅れたことから、結果として為替変動や消費税率の引上げ、建設物価の高騰に直面して建設費が増加し、経営に影響を与えたものと認識しています。

また、全国的に木質バイオマス発電施設の稼働が増えたことに伴う燃料材の需要の増加や、製紙用など他の用途向けの需要との競合による燃料材価格の上昇など外的要因の影響を大きく受け、燃料材の供給が計画を下回る状況が続いていたところです。

原木の供給については、製材事業の販路拡大が進まず、需要側の製材事業者が求めるA・B材の量や樹種、納材時期が安定しないことから、供給側の関係団体で構成するサプライチェーンセンターが、燃料材であるC・D材の供給を行うことも難しくなり、結果として双方で安定的な取引のできる関係性を十分に構築できない状況にあったものと認識しています。こうしたことから、結果として事業が当初想定していた計画どおりには進まなかったものと考えています。

燃料材確保に向けた支援についてでございますが、プロジェクトに関しては、県は、これまで、補助金執行者としての役割とともに、原木の安定供給に向けて、関係者間の調整や素材生産の増加へとつながる林業事業者への支援を行う役割を果たしてきました。

燃料材の安定供給に向けては、部局横断で設けた事業改善検討チームの検討結果を踏まえ、松くい虫枯損木をバイオマス発電用の燃料に利活用する取組などに対して支援してきたところでございます。

2点目の信州F・POWERプロジェクトに係る情報開示、説明についてでございます。

まず、基本的には、個別企業の経営情報については秘匿性の高いものであることに御理解をいただきたいと考えております。その上で、プロジェクトに関連する事業が多額の補助を受けたものであることから、県としては、関係者の御理解をいただきながら、できる限り事業の現状等についてお示しし、議会や県民の皆様に対して丁寧に御説明してまいりたいと考えていま

す。

事業主体においても、発電事業への燃料材の供給量が、当初計画の14万4,000トンに対して昨年度は10万トンを下回っていたものの、今年度は13万トンから14万トンに達する見通しであることや、燃料材の供給が増加傾向にあるため来年度の発電施設の稼働率が9割を超える見込みであることなど、現在の運営状況の発信に取り組んでいただいているところであります。

三つ目でございます。発電事業者への無利子融資、資金融通の返済についてでございます。

発電事業については、現在の事業主体であるソヤノウッドパワー株式会社から新会社への事業の承継に向けて関係者による調整が進められています。事業承継に当たっては、国及び県による事前の承認が必要となりますが、県が資金融通として交付した補助金の残額の納付義務についても、事業承継と併せ、包括的に新会社に引き継ぎ、当初の納付計画どおり、令和17年度まで毎年度約600万円の納付を継続することを承認の条件とすることで事業主体及び新会社と合意しており、現在、国との協議など、必要な手続を進めているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）信州F・POWERプロジェクトに関連して私にも3点御質問をいただきました。

まず、信州F・POWERプロジェクトに係る発電事業の規模の判断についてという御質問でございます。

発電事業の規模につきましては、産学官連携の下で設置された推進戦略会議において相当な期間を費やしてなされた議論や、発電用原木の生産見込み、一定規模の施設とすることによる発電効率性の確保などの観点を踏まえた上で、事業主体において経営判断として決定されたものというふうに承知しております。

続いて、このプロジェクトに係る外部組織を設置してはどうかという御質問でございます。

このプロジェクトについては、現在、関係者の御尽力によりまして、民間事業者の皆様方による事業が継続されているという状況であります。県が外部の検証組織を設けるといったようなことは、事業者の企業活動に影響を及ぼすおそれがあることから適当ではないというふうに考えております。

また、補助事業における不正な行為が明らかであるような場合についてはこうした外部を含めた徹底した検証も必要だというふうに考えますが、このプロジェクトについては、そうしたケースとは異なるものというふうに考えております。

それから、最後に、今後の林業・木材産業の発展に向けた取組ということで、このプロジェクトの教訓も踏まえてということでございますが、県としては、やはり国際的な木材需給情勢

の変動に左右されにくい原木流通体制の構築や製材・加工部門の活性化が重要だというふうに考えております。

原木の流通体制につきましては、未利用材等のC・D材の新たなサプライチェーンの構築や、建築・合板用のA・B材の流通拠点の整備などによりまして、素材生産業者等が計画的に原木を供給できる体制の強化を支援してまいります。

また、製材・加工部門につきましては、JAS認証取得の促進などにより県産材製品の競争力を高め、今後まとまった需要が見込まれる非住宅分野を中心とした販路開拓を進めますとともに、主伐・再造林を進めて、木材の供給力や生産性の向上に取り組んでまいります。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）内部での振り返り等については委員会でしっかりとただしていくこととさせていただきます。

次に、部活動の地域移行について教育長に5点伺います。

児童の権利に関する条約では、子供たちが文化芸術やスポーツ活動に自由に参加する権利を有し、活動の機会の提供を奨励しています。部活動の地域移行がその権利を阻害することにつながるのではないのでしょうか。見解を伺います。

地域移行の推進に当たっては、生徒や保護者に丁寧に説明し、幅広く意見や疑問を拾い上げることが求められていますが、市町村における取組の状況と現状に対する認識を伺います。県のガイドラインにおいては、生徒のためだけでなく、地域住民にとってもよりよい地域スポーツ・文化芸術環境の構築を目指すとしています。その実効性について伺います。

県教委は、小規模な町村を中心に、移行の取組を進めることが難しい地域も複数あり、その主な原因は、指導者の確保やその謝金、受皿となる運営団体の不足、活動場所への移動に係る保護者の負担などにあると言われてきていますが、今後、地域移行の進捗に地域間格差を生まないためにも、こうした課題に対する県のさらなる支援が必要と考えますが、見解を伺います。

須坂市教育委員会などでは、地域移行後の保護者負担について、休日のみ移行の場合は生徒1人当たり1,500円以上、平日も含めると月4,000円以上になるとの試算を公表し、負担軽減策の検討を始めています。

また、県教委は、地域クラブ活動への移行の目指す姿を、活動種目の選択肢が増えるとともに、持続可能な活動環境が整い、県内全ての生徒がニーズに応じた多様な活動を安定的に行うことができるとしております。

貧困の格差が大きく拡大している中であっても、経済的な事情によって子供たちの参加が制限されることがあってはなりません。家庭の事情に左右されることなく地域クラブ活動に参加

できることを保障するため、今後、県としてどのように支援し、そして、国に何を求めていられるのか。伺います。

次に、少子化における学校づくりについて、まず教育長に2点伺います。

児童数の減少を理由にした学校の統廃合が県下各地で進められています。学校統廃合を進める手だてとして小中一貫教育が推進され、義務教育学校や小中一貫型学校が誕生しています。これらは、市町村ごとの事情はあるものの、小中学校を統廃合し、効率よく子供たちを集める仕組みになっているのではないのでしょうか。

また、小中一貫教育は、中1ギャップと言われている問題より、むしろ最高学年として活躍してきた6年生の自己有用感の低下が課題になっています。一方では、子供を主人公に様々な議論をし、統廃合をしないで新たな取組を始めている地域もあります。小中一貫教育の教育的な検証を県教委としてどのようにされてきているのか。見解を伺います。

武田教育長は、学校は魅力的な場所かを問い直すことが求められている。多様な子供たちを受け入れられる存在にならないといけないと力強く述べられていますが、学校を統廃合すれば、トータルで教職員の数は大幅に減り、児童生徒を見る目は一気に減少します。現在の学校や子供をめぐる深刻な課題となっている不登校児童生徒への取組、管理画一教育、行きづらい学校、教職員の多忙などの解決の方向は見えてこないとされています。こうした指摘をどのように考えるか、見解を伺います。

最後に、知事に伺います。

学校の統廃合は、日常生活圏である小学校区が地域から奪われ、コミュニティーをはじめとする地域の衰退を招き、子育て世代の新たな流入が見込めなくなると、多くの方々が危惧されています。地域の子供は地域で育てるという崇高な理念を掲げ、子供たちの教育に力を注いでいた地域においても、その理念を投げ捨てざるを得ない状況となり始めています。

教職員を抜本的に増やし、地域の学校のよさ、魅力を生かし、豊かな教育が可能な少子化における新しい学校づくりを県として推奨すべきではありませんか。見解を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には7点御質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

部活動の地域移行が児童の権利を阻害しないかというお尋ねでございます。

中学校部活動の地域クラブへの移行の取組は、県内全ての生徒がニーズに応じた多様な活動を安定的に行うことができる持続可能な活動環境を目指すものであり、児童の権利に関する条約の趣旨と同じ方向の考え方というふうに認識しております。

議員御指摘の権利を阻害することにならないかという点につきましては、地域の受皿となる支援体制の整備が鍵になると考えております。県教育委員会といたしましては、小規模自治体

の広域連携の推進やスポーツ・文化芸術の関係団体との連携、受皿となる支援体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、市町村における意見聴取等の取組状況の認識についてでございます。

部活動の地域移行の推進に当たり、県教育委員会では、昨年11月に周知啓発用のチラシを作成し、関係するところに配付いたしました。この啓発用チラシ等を参考にしながら、県内50の市町村が、今年度内に児童生徒や保護者に対し地域クラブ活動に対するアンケート調査を行うと承知しております。

また、本年度、県内64市町村では地域協議会を設置し、広報紙等による情報発信やパブリックコメント、小中学校での説明会等を実施しており、こうした地域協議会に県教育委員会も参加する中で、全国や県内の先進事例のほか、国の動きなどの情報を提供するとともに、地域課題の解消に向けた助言等の支援をしているところでございます。今後、令和7年度中に全ての市町村が子供たちにとってよりよいスポーツ、文化芸術活動の構築に向けた検討を始めるものと認識しております。

続きまして、地域住民のスポーツ・文化芸術環境の構築に係る実効性についてのお尋ねでございます。

中学校部活動の地域移行は、地域において子供たちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境の構築や、教員の部活動への負担軽減のみにとどまらず、地域の活性化にも寄与するものと考えております。

具体的には、地域の子供たちは学校を含めた地域でつくるという意識が共有され、活力ある地域の絆が生まれる。二つ目として、地域のスポーツ、文化芸術、伝統芸能などが再認識される。三つ目といたしましては、地域クラブ活動を通して地域コミュニティがより活性化されるといった効果を期待しているところでございます。

なお、これまでの実証事業において、スポーツ活動を通して、小中学生や大人が多世代で交流したり、ボッチャクラブを創設して普通学校と特別支援学校の生徒と一緒に活動するなど、地域クラブ活動が地域コミュニティの創造に寄与する事例も報告されているところでございます。

続きまして、地域間格差を生まないための支援についてでございます。

議員御指摘のとおり、中山間地の多い本県では、地域クラブ活動への円滑な移行を進めるに当たり、指導者の確保や質の担保、受皿団体の不足、移動手段などに課題があると承知しております。

県教育委員会では、こういった課題を解消するために、指導者の確保については、信州地域クラブ活動指導者リストの登録サイトにより、多くの協力者を募集することによって、小規模

町村で指導いただける方を発掘するほか、質の担保に向けては、県主催の指導者講習会をはじめ、アスレティックトレーナーや教員OB等による地域講習会の開催にも取り組んでまいります。

また、受皿となる運営団体不足の解消に向け、南佐久6町村の連携事例を基に広域連携の推進を広めていくほか、移動手段の課題への対応として、ICTによる遠隔指導やデジタルコンテンツの作成、配信に取り組むこととしております。引き続き、地域間格差を生むことのないよう、課題の解消に向けた取組を推進してまいります。

次に、経済事情に左右されない参加促進支援策や国要望についてでございます。

本県の部活動の地域移行の基本的な考え方を実現するため、当面、実証事業期間中である令和7年度までは、国の財源を最大限活用しながら市町村の取組を支援するとともに、国に対しては、令和8年度以降の地域移行の状況を見据え、地域移行に必要な財源支援を行うよう要望しているところでございます。

御指摘の経済的に困窮する世帯の生徒への支援につきましては、国が設置する実行委員会が今春公表する最終取りまとめに、家庭の経済格差や生徒の体験格差についてどうまとめているかを注視しているところでございまして、引き続き国に必要な支援を求めるとともに、全ての子供が地域クラブ活動に参加して自己実現を図ることができるよう適切な支援策を研究してまいります。

続きまして、小中一貫教育についてお答えいたします。

小中一貫教育の教育的な検証につきましては、指導主事の学校訪問や校長や教頭の実践報告、市町村教育委員会との懇談など様々な機会を通して行っているところでございます。その結果、小中一貫校のメリットとして、小学生と中学生が日常的に交流することで小1から中3まで互いを思いやる心が醸成されることや、小と中の教員が日常的に接し、小学校の授業づくりや中学校の教材研究を学び合い、教員の資質向上の機会をつくりやすいことなどがございます。

一方、課題といたしましては、6年生が最高学年としてのリーダー性を発揮する機会が少ないことが挙げられ、行事等を通して6年生として活躍できる場の工夫をしているところでございます。

義務教育学校や小中一貫型の学校を設置するかどうか、設置者である市町村教育委員会が判断するために、県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会に対して必要な情報の提供や助言を行ってまいります。

最後に、学校統廃合についての見解でございます。

議員御指摘のとおり、複数の学校を統合することにより、教職員数の削減や学級規模の拡大、子供たちの通学範囲の広がりなど、学校運営が複雑化する課題もあると認識しております。

小規模校において、教員1人当たりが対応する子供の数が少なく、一人一人に丁寧に対応できるよさがあり、また、その地域に密着した教育を実現しやすく、本県においては、これまでも地域と共にある学校づくりが行われてきたと承知しております。

一方で、子供たちが人間関係形成力を育む上で、ある程度の集団で学ぶことは効果があると言われており、小規模学校が統廃合により一定規模の学校をつくっていくことは合理性があると承知しております。

このように、学校規模にはベストというものはなく、それぞれに強みがあり課題があると考えております。大事なことは、強みを生かす学校づくりであり、前例にとらわれず子供たちの目線に立って学校を改革していくことであると考えています。県教育委員会といたしましては、そういった市町村の学校づくりを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には少子化における新しい学校づくりを推奨すべきと考えるがどうかという御質問でございます。

人口減少下、子供の数がどんどん減る中で、やはり学校の在り方も変えるべきところは変えていかなければいけません。これは、子供たちの教育の側面、それから、やはり地域における重要な拠点という両面からいろいろ考える必要があると思います。

教育委員会においては、例えば、信州やまほいくの取組を小学校低学年まで拡大しようというふうに取り組んでいただいておりますし、また、県民会議で策定した信州未来共創戦略におきまして、子供の数が減ることを、ネガティブな受け止めだけでなく、個別最適な学び、あるいは少人数学習の強みを生かした学び、こうしたものに転換する機会と捉えていこうという取りまとめがされているところであります。

こうした動きをしっかりと踏まえながら教育の充実を進めていくということが大事だと思います。私としては、教育委員会が進めていこうとしている学校の改革、そして学校と地域や企業等との連携、協働、こうしたものにしっかりと協力、支援を行わせていただくとともに、必要な教員の確保を行い、子供たちのやりたいことを支える新しい教育モデルを信州からつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）教育をめぐる課題は多岐にわたりますが、小中学校の不登校数が長野県で7,060人、全国でも34万人を超え、さらに増加傾向との文科省の調査結果が公表され、衝撃が走っております。主な要因は、いろいろ挙げられているものの、先生たちが限界を超える多

忙とストレスから解放され、子供たちと生き生きと触れ合う教育条件を実現させることが何よりも重要であり、教員の大幅な増員や、一刻も早い長時間労働の解消が求められています。

しかし、今国会で審議されている給特法の改正案、残業代不支給を温存し、時間外勤務を放置するだけでなく、教職員を分断する制度まで盛り込んだ、もう学校がもたない法案だと多くの指摘もされています。

今後とも、知事、教育長には、子供たちのやりたいことを支える新しい教育モデルの実現のため御奮闘いただくとともに、教職員の長時間労働の解消と増員を大きく国に求めていただくことを要望し、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明28日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時20分延会